

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

東梅康悦君の一般質問を許します。御登壇願います。

○9番（東梅康悦君） 議長。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 創生会の東梅康悦でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

まず初めに、東日本大震災より間もなく6年がたちます。改めて犠牲となられた方々に対しまして、御冥福をお祈りいたします。また、2,000人を超える方々が今なお応急仮設住宅で生活しており、早期の恒久的な住まいの確保を強く望みます。

この3月をもって退職される職員の皆さん、そしてまた地元に戻られる応援職員の皆さんには、少し早いですが、今日までの御労苦に対しまして敬意を表します。ありがとうございました。新天地での御活躍を祈念しております。

それでは質問に入らせていただきます。

まず最初に、在宅での介護者についてでございます。

介護保険制度は40歳以上が加入し、決められた保険料を納めることで、誰もが介護が必要になったとき、安心して生活していける現代社会に合った制度と言えます。また、その財源には加入者の保険料と税金が充てられます。

現代社会に合った介護保険制度であります。1つの問題が社会問題として取り上げられております。それは、高齢化により要介護者がふえる中、在宅で介護を行っている家族の間で悲しい事件が発生していることです。事件の背景にはさまざまな要因があると思われませんが、介護する家族の負担の増大が一番の要因ではないでしょうか。大槌町から在宅介護をめぐる悲しい事件が発生させたくないという思いは、共通の認識であります。国はもう少し踏み込んだ対策、制度の改善をすべきと考えております。

町の次期介護計画は、平成30年度より始まり、平成29年度はその準備期間であります。

在宅介護者に対する現在のサービスの内容とその成果について伺います。あわせて、現在在宅介護者が抱えている諸課題が少しでも解消され、負担の軽減が実感できるような施策の導入を次期計画に反映させることが必須と考えますが、当局の見解を伺います。

2番目といたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業についてお尋ねいたします。

平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業が実施されるわけですが、次の点について伺います。1番、利用者側とサービス提供施設側のそれぞれにどのような変更や影響があるのかをお尋ねします。2番目といたしまして、介護予防チェックリストにより対象者と認められるようですが、具体的なチェックリストは示されているのか。また、専門職とはどのような資格を持った方なのか伺います。3番目といたしまして、新制度への移行に伴う担当課の事務量の増加が心配されますが、事務量の予測について伺います。

3番目といたしまして、空き地バンク制度に伴う住宅建設支援事業についてお尋ねいたします。

平成29年度から開始予定の空き地バンク制度は、各区画整理地内で土地を売りたい、貸したい地権者がいる一方で、家を建てたいが土地を確保できない方がいる現状の中で、双方をマッチングさせる。また、町外から大槌町に家を建てて移住を希望する方に対しても、空き地の情報を提供し、住宅の建設を促進させるなど、これから住宅を建てようとする方へは有効な制度と考えます。

この制度については、案として12月8日に全員協議会の中で説明を受けました。その際に、空き地バンク制度に伴う住宅建設支援事業について初めて説明されました。2月16日に2度目の説明、2月22日に3度目の説明を同じく全員協議会の中で受けましたが、その全員協議会の中でも多くの質問が出されております。この支援事業についてはまだ疑問を持っていますし、改善を望む意見が議員から出され、議会としては協議中の案件という認識でございました。

しかしながら、この間に新聞や町の広報紙などに、まだ正式に決定されたことではないにもかかわらず、その内容が世に示されたことによって、住民に戸惑いが生じたことも事実であります。住民の戸惑いが不公平感や不信感として我々議員にも多く寄せられておりました。

二元代表制の中で町長の持つ権限は大きく、議会の持つ権限と比べ大きな開きがあります。以前、町長は「常々議会と協議しながら行政運営を心がけたい」と明言しており

ますが、今回の件を見ては言動に疑問を持つのです。

大槌町の復興は町民誰しもが一番の願いであり、行政と議会も共通の認識を持ちこれまで歩んできたと思っておりますし、これからもそうあるべきと強く思っております。しかし、その中においても、納得できない事案につきましては、是々非々の立場で互いに議論を尽くし、結論を導き出すことが必要であろうと改めて考えたところです。

今回の空き地バンク制度に伴う支援制度の中で、私が一番危惧する点は、住民間での不公平感であります。同じく被災された方々が住宅を再建するとき、町から交付される金額に差が生じることで生まれる不公平感です。私が思う以上に、被災者の方々が多額の費用を要する住宅の再建において、再建場所によって支援金の額に差が生じることに對し、行政・議会に對し不信感を持つのではないのでしょうか。この支援の財源は基金、いわゆる公金であり、町民共有の財産であります。地方自治法第10条2項に「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し」とあります。この条項との整合性をどのように考え、当該支援制度を進めていくのかをお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に對する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） それでは私のほうから東梅康悦議員の御質問にお答えいたします。

初めに、在宅での介護者についてお答えをいたします。

介護保険制度は、御存じのとおり平成12年4月から始まった社会保障制度であります。その間、在宅介護者への支援、居宅サービスとして、主に介護保険事業者が行う各種サービスの実施や、地域支援事業において、町独自の取り組みとして、在宅介護者を含め、要介護高齢者の日常生活を支える事業を実施してきたところであります。

一方で、在宅で介護する方の高齢化、いわゆる老老介護の問題や、親の介護ために子供が会社をやめて介護に当たるなどの社会問題や、国の介護保険財政の増大に伴う利用者負担の引き上げなどの問題も浮き彫りになっております。

次期介護保険事業計画の策定に当たっては、こうした問題点を踏まえるとともに、住民からのニーズ調査や介護保険事業者など関係機関の声も聞き、その要望等を取りまとめながら進めていきたいと考えております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてお答えいたします。

平成29年4月から実施することとしている介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業は、従来、介護度が重症化することを防ぐ事業として、主に介護保険事業者

が実施してきた施設等に通つての通所介護と、自宅に伺う訪問介護による訪問介護サービスなどを、介護保険事業者や町以外のNPOや老人クラブなどの多様な実施主体が介護予防の事業に取り組む仕組みを構築、住民へ提供している事業であります。

しかし、多様な実施主体によるさまざまな介護予防サービスの検討、実施に向けた取り組みは、平成29年度に取り組むこととしており、各関係機関の構成員からなる生活支援・介護予防サービス協議体の場で協議、事業化を進めることとしております。

そのため、平成29年度から始まる総合事業においては、事業の大幅な見直しは予定しておらず、要支援者の利用回数や利用料金、さらにはサービス提供施設の収入に大きな影響はないと考えております。

次に、専門職等が実施する介護予防チェックリストについてですが、専門職に限らず、窓口対応した職員が、相談者のサービス意向と身体状況に合わせて、介護保険申請が必要か、または総合事業の申請かを、厚生労働省が示す基本チェックリストを用いて実施します。基本チェックリストの判断の見きわめが困難な場合は、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の専門職員が対応することとしております。

また、総合事業の実施に向けた検討や事業化の仕組みづくりや、次期介護保険事業計画の作成業務により担当課の事務量はふえることが予想されることから、計画的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、空き地バンク制度に伴う住宅建設支援事業についてお答えいたします。

本補助制度の目的は、土地区画整理地内の空き地の有効活用を通じて、市街地の形成や定住を促進するとともに、地域の活性化を図る目的として、町民やUIターン者の方の住宅再建を促進することにより、中心部の密度を上げていこうという取り組みであります。これは、土地区画整理地内の区域については、住宅建設が担保されているわけではなく、相当程度の空き地が見込まれることから、当該地権者や中心部への居住を希望する町内外の方々を土地区画整理地内に誘導することにより、市街地形成を促進することを目指すものであります。

なお、地方自治法第10条第2項の解釈について、特定の行政行為が同種の行政行為と比較して違法性を帯びる程度に差別的であると判断された場合は、議員御指摘のような差別的な取り扱いとなる可能性があります。そもそも本補助事業の政策目的は、空き地の解消と市街地形成であり、住宅再建支援金の上乗せではなく、政策目的の違いによるものであって、自治法が認めている合理的な理由の範囲内であると考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは再質問をさせていただきます。再質問は私が重要視している案件からしたいと思います。空き地バンク制度からお尋ねしますので、よろしく答弁のほうお願いしたいと思います。

まず、通告書にも掲載されていますが、私は空き地バンク制度に対してはすごくいい制度だと思っています。ですので、この制度につきましてはまず進めてもらいたい。

ただ、若干気になるのは、全員協議会でも申し上げて私の思いはわかっていると思うんですが、この不公平感をどうしても拭いられないという点であります。その点につきまして、ちょっと議論を深めていきたいと思うんですが、まず、町のこの基金、震災後、すごく多額となっております。また、その数も目的によって結構ございます。用途が定められている基金もございます。今回の補助事業はふるさとづくり基金が充てられますが、一般的に基金は、私はこれまで町民共有の財産ではないのかという思いで、当局に対して訴えてまいりました。私たち町民は、この基金をどのように捉えればよろしいのでしょうか。財政課の長い副町長に、この件につきましてはお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 確かに公金であるところには間違いありません。ただ、施策目的がいろいろ、そこに使うための基金でもあります。なので、公平に配分だけをするというような目的の基金ではないというふうには考えております。

○9番（東梅康悦君） 町民共有の財産であるかということもお願いしたいんですが。

○副町長（澤舘和彦君） 行政の基金でもありますからそれは当然のことだと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

まず、さまざまな裁量権の中で基金から使われるというのはわかりますし、ただその中で大きなこの共通点ということで、共有財産だよという統一見解は持つことができました。

そこで、今この区画整理地内の空き地の状況がかなり問題になっています。このことは、恐らく「見える化」によって町民の方々に周知されたと思いますし、多額のお金を使って工事したものでありますから、恐らく国や県も大槌町のこの空き地については心配しているとは思いますが。その中でこの空き地の状況に関しまして、国・県等からどのようなまず御指導を受けているのか。そこら辺をまず御紹介していただきたいと思うん

ですが。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 現在、国交省及び復興庁からは、空いている土地、売りたい人には買いたい人のあっせん、あるいは貸したい人には借りたい人とマッチングをとるように、できるだけそういった活用を図るようにと指導されてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。ということは、まずその区画整理の何%を目標にというその数値的な指導は受けていないということによろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回の区画整理事業においては、津波整地という盛り土をしてございます。この中では、補助事業の対象要件にヘクタール40人という補助基準がございいます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。それでは、今回のこの空き地バンク制度に伴う町独自の補助事業を策定させる上で、制度をつくる上で、恐らく国・県とも話し合いながら指導を受けたと思いますが、この補助金を、町独自の補助金を支出する上での国・県の見解はどのようなものがあつたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） その意味に当たるかどうかはわかりませんが、今まで補助事業で言われていることは、補助事業の税金を個人資産の形成に使ってはならないということをおっしゃっております。

したがって、それ以外の部分はある程度その基金の中から、そういったものの部分的なものの例えば不公平感、例えばもともと法律の中では、防集事業とかがけ地近接住宅移転事業以外には、金利補助とかそういったものがないんですが、そういったものの中でも、それ以外の例えば自己再建した方とか、例えば区画整理地内に建てる人とか、そういった人たち。いわゆる今回被災した人たち全体に法的な部分での不公平感がある場合は、そういったところに町の裁量で使う。要するにそういうふうな部分が真には目的としてあるというふうに。あといろいろその復興に関して、いろんな意味での町としての復興を、法の中ではできないようなものは町の独自判断でやってくれというふうにおっしゃってございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 町の独自判断ということで、かなり制度をつくる上でも担当課の方々は難しく考えていると思うんですが、先ほど局長はその個人資産の形成にはだめだよという答弁をされましたけど、それは一般的なやりとりの中で今までもそういう答弁はあったんですが、実際は家を建てる方々に対して、国や県から、あるいは町からということで、実際はその個人資産にはもう出ているわけですよ。ただ、それを今回のこの東日本大震災の大きなこの被害ということで、それはもう、そういうものはまずそちらのほうに置いておいて、全体のその個人資産の形成ということでやっていますので、対象人数もかなりの半端じゃない人数なので、その個人資産形成について、私は何も異論はございません。

その中で、今回の補助事業ですけど、何かこう見ていると数値的な確かな裏づけもちょっと乏しいのかなと。事業成果も正確な結果を示すことはちょっと困難ではないかなと私自身は考えております。この空き地の解消、市街地活性化という、すごくこの大きな旗を持って行政全体で進めようとしておりますが、震災後をちょっと振り返ってみますと、人口流出がとまらない大槌町でありました。そのとき我々もそうだったんですが、まず人口流出をとめなきゃいけないと。それにはまず大槌町、町内どこでもいいから住宅再建をしてくれと。それをまず了としたところもあったのではないのでしょうか。

また一方では、規模が異なるものの、被災家屋の住宅申請に対しましては、我々議員からも独自支援の中で住宅修繕に対しても補助を出したほうがいいんじゃないかという意見も出しましたが、その意見に対しては、まず当局は採用しなかった経過もございます。

被災から6年の月日が積み重なっている中で、既にこの中古物件等を取得したり、新築住宅を再建された方々も多数おりますが、今回のこの補助事業は、そういう方々に対しても結構考えさせられるような補助事業ではないかなと思っております。このような既に住宅再建を完了された方々の声なき声をどのように受けとめて、この補助事業を進めようとしているのか。それは空き地解消、市街地の活性化ということが大義名分かとは思いますが、やはりそこら辺もう少し懇切丁寧に説明していただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 前にもそういった議論がなされたと思うんですが、そのときに確か議論されたことは、この基金というのがこれから住宅再建をする方々のための基

金なんだということは国から言われていまして、したがって住宅再建した方に使うということではないということは何度もあって、要するにまだまだ仮設にいる人たちの、仮設から出て再建させるための基金だということを国からは言われております。

ただ、そういった中においても、それではどんどん後から建てる人のほうが有利になつたりすることがないように、遡及という面に関してはきちんとやりますというような部分とか、あとはたしか、ちょっと支援事業は私は担当じゃないんですが、中古物件とかを買った方に対して、その後そういったお金を出すということになっていると思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 多額の費用をかける住宅再建は、やはり幾ら行政の方々がこれは別の事業なんだよと説明したところで、なかなかそう簡単に、はい、そうですかと受けとめるのは難しいんじゃないかなと思います。ですので、やはりこれはもう少し説明、協議したほうがいい案件なんじゃないかなと思います。

全員協議会の中で、町長は全員協議会が始まる中で小松議長が何で決まってないものが新聞に出るのやと。そういうことで、町長は本当に謝罪をしましたよね。町長に何回も謝罪させるつもりはないんですけど、新聞は、それは新聞屋の方々が取材の中で得たものを新聞に発表するというで、それはその報道の自由ということで、それは担保されていると思うんですが、町の広報紙に出されたということが、やはりどうもそこら辺は勇み足だったのではないかなと思うんです。まだ決まってないものが町の広報紙に紹介されるということは、やはりまずかったんじゃないかなと思います。広報の発行責任者は町長だと思うんです。ですので、本当に申しわけないんですが、そのことに対しましてもう一度その、広報に載せた思いはわかりますよ。ただ、やはりそれは我々から見たらちょっと勇み足だったと。そのことをちょっとやはり町長からも、もう一度だけお願いしたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 御指摘ありがとうございます。

制度設計については御説明申し上げるという部分でございまして、決して議会でまだ通ってない中での発表という形になりまして、誤解を招いたということになりますので、その辺は謝罪をいたしたいと思っております。

しかしながら、かなりいろんな形での制度について説明申し上げます中では、思いをし

っかりと、町民の方たちにもある程度の情報を提供することも必要だろうと思うところ  
でありますので、十分に広報のあり方も含めてしっかりと管理し、そして議会に対して  
も説明責任ということがございますので、しっかりしていきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ありがとうございます。この空き地の解消や市街地の活性化とい  
うのは、大事であるということは我々も十分わかっているんです。この補助事業は住宅  
再建への刺激なんだと、カンフル剤なんだという表現がありました。確かにカンフル剤  
になるかもしれませんが、一方では薬の副作用、不公平感を持つ方々が多数出現する  
という副作用の面もあるんです。何かこの副作用に対して、じゃあ行政は何も手当てをし  
ないのかという、その素直な疑問を多くの町民の方々が抱いたんじゃないでしょうか。  
やっぱりメリットを受ける部分と、そうでない部分を、やはり制度設計の上では考え  
たほうがよかったのではないかなと私は思っております。

これはすごく職員の方々が練って練って考えた制度であることはわかりますが、やは  
り世の中は余り、評価する方々もたくさんいるかと思いますが、副作用として不公平感  
を持つ方々もたくさん出るのではないのでしょうか。私は本当にこの不公平感というこ  
とで、この事業をちょっと納得できないところがあります。仮にですよ、2年間で5億円  
をこの補助事業に見ておりますが、私はこの5億円というのは動かさなくてもいいと思  
うんです。この5億の中の制度を修繕して、不公平感がなくなるような制度設計にする  
のであれば、それが可能なのであれば私もその話し合いには乗りたいと思うんですが、  
やはり旧庁舎問題で町がまず2つに分かれたような感じがありました。今はちょっと静  
かになっていますが。違う意味で、この補助事業がまた町民を2つに分けるような雰  
囲気がちょっとあるのかなというふうに私懸念しております。この懸念は杞憂であつてほ  
しいんですが、今後の復興まちづくりに決してこれはいいことではないのではないかな  
と思えます。

私今、自分の考え方としてその制度修正ということをまず申し上げましたが、そのこ  
とに関しましての当局の柔軟なところがあるのであれば、ぜひお尋ねしたいと思えます。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 議員の思いはよくわかりました。それで、我々も12月に素案を  
説明しました。それで、詳細を詰めてから協議申し上げますというふうに申し上げたつ  
もりだったんですが、新聞とかいろんところで先行して、もうすでに決まったみたい

な話になって、現在でも協議を続けているものだと思っております。これからもっと理解を得られるように議論を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今の副町長の意見はかなり重いものがあると思ひます。正直我々議会の中でもこれはちょっとまずいんじゃないかという雰囲気も少しだけではないです。やはりこの件につきましては、やはりまだ協議しましょう。どこら辺まで折り合いがつくのかという話もあるかと思ひますが、やはり一番大事にしなければいけないのは、私は不公平感の除去に尽きるのかなと思ひます。副町長から、今、結構前向きな答弁だったと思うので、この辺でまずこの質問は終わりますが、実は昨日岩手日報に擁壁の高さの各自治体間の違いという記事が載っておりました。すごく見た方々もびっくりしたと思うんですが、やはり正直あれが国の、例えば指導が2通りあったというのであれば、すごく不公平感を感じるわけですよ。ただ、国のコメントなんかも載っていませんでしたが、きのうの岩手日報の擁壁の高さの記事を皆さんもう既に読んでると思うんですが、ちょっとそこら辺の詳しい説明をぜひこの機会にさせていただきたいと思ひます。お願ひします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと長くなるかもしれませんが、土地区画整理事業の一般的な土地区画整理事業の仕組みと、今回の震災復興土地区画整理事業における特例の部分についてちょっとお話しさせていただきたいと思ひます。

一般的な土地区画整理事業でございますけれども、土地区画整理事業において事業認可を受ける際に、宅地擁壁の設置についての基準はなく、行われる土地区画整理事業の宅地の状況等を踏まえ、住民合意をもって基準を定めるのは一般的でございます。それは土地区画整理事業における補助対象というものが公共施設に限られておまして、道路とか公園とか、あるいはそれに係る移転補償等については補助事業になると。それ以外の、例えば宅地整地事業費、宅地の整地や宅地擁壁の設置等については、これは補助対象になりませんので、この部分では土地の減歩により、土地区画整理事業の場合減歩というのは2種類ございまして、1つは公共施設減歩と言われるもので、公共施設をつくるための減歩。

それからもう一つは保留地、保留地減歩というのがありまして、保留地をつくるため

の減歩というのがありまして、この保留地減歩をしてその保留地を売却した金額で、いわゆるその宅地整地とか、そういったところに充てるというのが基本的な土地区画整理事業の事業構造でございます。

したがってその擁壁の設置が、例えば設置基準を低くした場合は、結果としては宅地整地費が大きくなりますので、その分保留地を大きくとるように減歩が進むか、あるいは土地区画整理事業によって土地の価値の増進が図られて、保留地が高く売れるというようなことで、そういったところを賄うというのが本来。あとはその部分のほかが一般的でございます。

しかし、今当町で行われているこの震災復興土地区画整理事業では、換地後の宅地の価値と総額が従前の土地の価値を上回らないので、これは減価買取と言っているんですが、保留地減歩は行っておりません。従前従後の、さらに土地の価値のバランスをとるために、公共減歩部分についても、今言った減価買取ということで買って、支えて土地区画整理事業というのを進めてございます。

さらに、今回の震災復興土地区画整理事業における特例でございますけども、津波防災整備費、これは今回の中で、例えばそのL1、L2という防潮堤の中で、L2対応にはなっております。L1はいわゆるそのよくというか100年に1度ぐらいの津波と言われてはいるんですが、大槌町の場合は明治三陸津波でございます。それからL2というのは今回の東日本大震災津波のシミュレーションをさせていただきます。L2の津波が来た場合、防潮堤を越えてくるので、それを多重防災の仕組みで守るということで、津波防災整備ということで、津波整地によりそのL2、今回の東日本大震災津波が来てもつかからない程度まで盛り土をかさ上げすることができるということになってございます。

それで実際その盛り土したときの擁壁の設置なんですが、この部分は都市計画法施行規則第23条のがけ面の保護という条文がございまして、「切土した土地の部分に生ずる高さが二メートルをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルをこえるがけのがけ面は、擁壁でおおわなければならない」という条文がございまして、これをもとに補助対象を1メートルとして、それで施工しているということでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 前段のほう長くてちょっと理解できませんでしたが、後段の中で法律によってその盛り土の部分は、1メートルは擁壁で保護しなければいけないという

ことで、大槌町は1メートルを基準に土羽あるいは擁壁ということで、法律にのっとったやり方をしていたという理解をいたしました。ありがとうございます。

以上でこの空き地バンク制度にかかわる再質問は終わりたいと思います。

続きまして、介護の関係で何点かお尋ねしたいと思うんですが、介護サービスを受ける方々にとっては、例えば自宅にいながらそのサービスを利用したい、あるいは事情により居宅介護を利用せざるを得ないという方々もいると思うんですね。要するに施設入所で介護サービスを利用する、あるいはその在宅でのサービスというのは、それは利用者の希望にもよると思うんですが、町として割合を、このぐらいの割合であればいいかなという数値的なものを持っているのか。例えばその給付額の割合や、あるいは人数なんかの割合もあると思うんですが、そういう居宅と施設の割合、理想というか目標割合みたいな数値を持っているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 居宅サービスの割合、それと施設の割合については、介護保険事業計画のもとで定めてございます。そういった中で、現在は27年、28年、29年の計画の中で進めておるところでございます。

（「割合あるなら教えてください」の声あり）割合につきましては、ちょっと割合については、詳細については……。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。後でその割合につきましては教えていただきたいと思えます。

この、地域支援事業の中の町独自の取り組みといたしまして、在宅介護を含めた要介護高齢者の日常生活を支える事業の実施と答弁ではありますが、その内容を聞いたかっただけですけど、答弁ではその内容がちょっと漏れていたと。そしてまた、あわせて成果も聞いておりましたが、そのこともちょっと漏れていたとかその詳細なものが出ておりませんので、再度内容はどうだったのか、あるいは成果はどうだったのかという説明をしていただきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。町が実施している具体的な内容としましては、地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を維持できるようにするために、被保険者とか要介護者、介護認定者を介護する家族の方などを対象に、当町の実

情に応じた事業を実施しておりまして、具体的には家族介護支援事業、家族介護教室を実施しておりまして、要介護高齢者を介護する家族の方などを対象として、介護の知識や技術を習得するための教室を開催しております。27年の実績としましては3回実施しておりまして、延べ参加人数は28名となっております。

また、2つ目としましては、在宅重度介護者等介護用品の給付事業でございます。在宅において一定の条件、要介護4、5のおむつを使用している方に対しまして、おむつの給付券を支給して経済的な軽減を図る事業を実施しております。27年度の実績としましては、事業利用者は37名で、給付総額は67万4,000円となっております。以上です。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。家族向けの教室を3回実施したと。参加者はちょっと28名ということで、多いか少ないかはちょっと判断しかねますが、一応その家族向けの教室もしたと。そしてまた、介護度が重い4、5の方に対しましてもおむつの提供をしたということで、わかりました。

それで、これはあるデータなんですけど、岩手県では、直近の5年間で、介護疲れが原因で23名の方々が自殺したようです。また、加齢とともに症状が悪くなっていく認知症の場合、介護する方々の精神的な負担が大きく、在宅介護者の4割の方が鬱状態になるという研究をされている先生方もいるようです。在宅介護を取り巻く環境は、本当に大変な厳しいものがあると思います。私はそういう経験したことがございませんので、在宅介護は大変だよねと軽々に言ったら、本当に実際やっている方々に失礼な話になるわけでございますが、やはりそうだからと言ってやっぱり今悶々として悩みを抱えながら、精神的な負担を強いられながら在宅介護をされている家族に対しましても、今その家族向けの教室とかおむつの提供等々もやっているということで、それはそれですごくいいことなんですけど、もう1段ギアを入れた在宅介護者向けの町独自の支援を、やはりこれは考えていかなければ、本当に悲しい事件がよその自治体の話でなくなる可能性もあります。その意味においても、来年、29年度はその30年度に向けた介護計画の準備期間でございますので、ぜひこの点も、制度を組み立てる上で在宅介護者向けの制度の拡充を考えていってほしい、考えなければいけない案件ではないのかなと思います。再度、そのことにつきまして答弁をいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員お尋ねの件ですが、介護保険制度は高齢者の介護を社会

全体で背負うという仕組みのもと、平成12年から始まっております。そういった中で家族環境が変わってございます。やっぱり介護する方もそうなんですけれども、介護される方にサービス提供することで、介護者の方がレスパイト、休めるというような仕組みづくりがやっぱり重要なのかなと思っておりますので、来年度の次期計画の改正の中で、そういった点を含めて、町長の答弁でもありましたとおり、介護事業者さん、それと実際の介護されている方等も含めて、そういった声を大事にしながら対応したいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ぜひ来年度はそういうことを考えていただきたいと思えます。

これはよその自治体の話なんですけど、ある市町村では、今要支援1から要介護5まですごい幅が広いんですが、在宅で居宅介護サービスを受けている方々が7段階で418名いるようです。それは軽い方から重い方々までを含めた数字でございまして、私は何もその全てというわけではなくていいと思うんです。やはり本当にこのつらい思いを、精神的負担が重いようなところにスポットを当てた中で支援というものを考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。ある町ではその家族向けに現金給付しているという町もあるようです。それは究極のやり方なんだろうけど、そういうこともあるよということをぜひ頭に入れてほしいなと思います。

続きまして、次の介護予防チェックリストの関係なんですけど、その予防チェックリストは窓口職員が厚生労働省が示すマニュアルに沿って行くと。それでも難しい案件の場合は、保健師や社会福祉士の職員が対応するというところでございまして、やっぱりこの居宅介護支援事業者などでも、高度な知識を持っている事業者さん等もあると思うんですが、そういうところへの外部委託ということも考えたほうがいいのかと素人ながら考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 外部委託と地域包括支援センター自体についても、一部の市町村、一部の自治体においては外部委託しているところもございまして、なかなか当町の状況を見ますと、介護事業所さんのほうでも人手不足、ケアマネさんの人手不足である中の現状においては、町独自で進めていく必要があると思っております。その中でも、人材の育成というところも含めて、来年度次期改正についても検討してまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今の私の提案は、本当にこの職員がかつかつの中でみんなそれぞれ業務をしていると。民生部の場合、この部分に関しましては、特にも今年度のその総合事業、そしてまた29年度の総合事業、あるいは介護保険制度の準備期間ということであって、今よりもっと仕事量、事務量がふえるのではないかなというふうに私自身は思っています。きょうの新聞によりますと、大槌町もまだまだの職員が足りないんだと。応援職員があと6名だか7名足りないという日報の記事がありました。事務の軽減化をするには、やはり私が今言いましたとおりの外部委託も1つの方法ではないのかなと思うわけですが、膨大な事務に対して計画的に進めるという答弁でございしますが、やはり全体的な事務量を軽減させる仕組みもあわせて検討したほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員御指摘のとおりでございます。事務量がふえている中にあっては、やはりその事務の効率化は図っていかなければならないと思っております。具体的にというところはちょっとすぐお答えできないんですが、やはり高齢化に伴って要介護者、要支援者がふえてまいります。そういった中での事務の見直しは、当然考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） きょうは3つの項目で一般質問をさせていただきました。

冒頭の一般質問、空き地バンク制度に伴う補助事業の関係でございしますが、副町長からも前向きな答弁をいただきましたので、私たち議会も前向きな答弁に対しまして対応する準備もあると思いますので、ぜひ協議に乗っていただきたいと思います。

また、冒頭申し上げましたが、この3月で退職される職員の皆様、そしてまた地元に戻られる応援職員の皆様方には、早いですが本当にお疲れさまでした。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君の質問を終結いたします。

11時5分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時53分

○

再 開

午前11時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

芳賀 潤君の質問を許します。御登壇願います。

○13番（芳賀 潤君） 新風会の芳賀 潤です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

震災から6年の歳月が流れ、ちまたでは7回忌の法要なども多く行われている今日であります。また、過日は大槌町の納骨堂も完成し、御家族のもとへお返しのできていない御遺骨が無事納められました。さまざまな意味で、いろいろな意味で、3月は切りかえの月であり、また、心新たにする月であると私自身思っております。

今回の一般質問は、町の直面する喫緊の課題から将来を見据えた課題まで取り上げております。

それでは、通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

まず1点目、町長の施政方針について伺いをいたします。

第1点目、第3期復興実施計画について、昨年度実施した事業見直しからさらなるブラッシュアップを図ったとありますが、具体的にはどのような改善を図ったのか伺います。また、第3期復興実施計画における重点事業、いわゆる目玉事業と、その事業効果について伺います。

2点目といたしまして、空き地バンクの創設について、「見える化」の結果に基づき、未利用地の流動化と市街地形成の促進、大槌町への定住を推進するとありますが、「見える化」で見えた結果は次のように分類されると思っております。

イ、再建数。再建済みである、再建中である。

ロ、今後予定している再建数。

ハ、再建する意向であるが、時期は未定の戸数。

基本的にはロとハの早期の再建を促すための政策であり、もう一つは、町内で土地を求めている方、または他の市町村からの移住者への誘導策と認識しておりますが、それぞれの数値と制度利用の目標値について伺います。

3点目、町の組織体制について伺います。復興期間終了後を見据えた適切な規模での行政運営を行うとのことではありますが、適正な職員数や年齢構成、その人材育成の方法について伺います。

4点目として、生涯学習の促進についてであります。

野球場やサッカー場などのスポーツ施設の整備を総合的に検討するとありますが、町

宮球場については復旧事業で整備される施設と認識しておりますが、町の整備方針について伺います。

続きまして、大槌駅基本計画についてお尋ねいたします。

基本目標の3つ、交通ネットワークでつなぐコンパクトなまちづくり、効率性の高い持続可能な公共交通、誰もが移動しやすい交通環境とあり、大槌駅舎及び駅前広場を交通結節点として、利便性の高い施設、地域住民や観光客の交流の場として自然と多くの人が集まる施設とありますが、次の点について伺います。大槌駅の機能としての具体的方策について。続いて、大槌の観光拡大策、いわゆる交流人口などとしての町の駅の位置づけと具体的な関連について。吉里吉里、浪板駅のホームの整備について。

最後に、町内の集会施設などのあり方についてお尋ねいたします。

震災の影響などもあり、町内の住宅分布が大きく様変わりし、住民自治の基本とも呼べる町内会の活動については、従来より活発に行ってきた地域、また、震災をきっかけに取り組みもうとしている地域、新たな自治会活動を模索する地域など、現在、町内ではさまざまな形でコミュニティーの形成に力を注いでいるように感じます。その活動の拠点となるべき集会施設の取り組みについても、他からの補助金・助成金であったり、公的資金であったり、さまざまな形で各地域に整備が進められておりますが、今後の集会施設の整備のあり方、維持管理などを含めた管理のあり方について伺います。

最後に、3月で任期が満了し、元の職場へ戻られる方、また、大槌町役場職員を退職される方、本町のために御尽力、御貢献されましたことに厚く敬意を表し、感謝を申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 芳賀潤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、施政方針についてお答えをいたします。

まず、第3期復興実施計画については、昨年実施した事業見直しからブラッシュアップした点についてですが、昨年度実施した事業見直しにおいて、見直しの上、継続、事業縮小、事業休止、事業廃止などの方向性を示したにすぎず、どのように事業を見直すかは28年度に持ち越した課題でありました。このため、本年度はこの方向性にに基づき、計画に掲載する構成事業の検討に当たっては、例えば、B評価で見直すとした事業については、類似の事業を集約するなど、効率的な事業内容としました。

また、A評価の継続評価事業については、例えば区画整理事業や防集事業などの面整

備に関しては、第2期では1つの事業でしたが、丁寧に進捗管理を行う必要性から、これを地区別に細分化したり、道路整備事業についても、三枚堂大ケロトンネル事業などの大型公共事業は、個別管理として評価をしやすいなどの工夫を行ったところであります。

また、第3期復興実施計画における重点事業、いわゆる目玉事業と、その事業効果についてですが、第3期計画の重点施策については、計画の中で特に重視する施策を主要事業として、4つの基盤ごとに合計28の事業を取り上げたところであります。

なお、事業効果については、個別の事業ごとに成果が異なるところですが、大まかに言えば、ハード整備事業については、その事業が完了し、利用に供されることが事業の成果であるため、一日も早く事業が完了するよう丁寧な進捗管理を行っていくとともに、ソフト事業についても、コミュニティーの形成や産業再生が図られ、被災者が自立できるようになることが成果となるため、事業実施による成果を毎年度評価し、効果があらわれていない事業については、事業を目的に沿った新たな予算事業を検討するなど、不断の見直しを図ってまいります。

次に、空き地バンクの創設についてお答えをいたします。

町方地区及び吉里吉里地区の土地区画整理事業地内での再建数は、3月6日現在で、町方地区においては42戸、吉里吉里地区においては40戸を確認しております。昨年12月の「見える化」の公表において、被災者の町方地区での再建意向数は199戸であり、地権者に対する土地の利用意向調査では、利用中が26名、時期決定済み51名、時期未定が179名となっております。

土地の利用意向調査では、住宅再建の意向だけを対象としているわけではありませんが、再建意向数199戸から利用中と時期決定済みの地権者数を差し引くと、およそ122名が住宅再建時期を決めかねているものと推察しているところであります。

早期再建を促す施策として具体的な数値目標を定めているものではありませんが、空き地バンクとあわせて実施する住宅再建・宅地取得の補助について、時限的な制度として促していくことにより、こうした時期を決めかねている方々の再建を促していきたいと考えているところであります。

誘導策の目標値は特段設定しておりませんが、避難者のアンケートでは、84名の町民が住宅再建を希望しているが土地がないという状況の中、売りたい、貸したいとしている地権者が約70名あったことから、土地を求める人とマッチングを図っていきたく

いと考えております。

また、大槌町人口ビジョンにおいては、将来展望の中で、U I ターン者数を年平均30人増加させることを目指している中、本年度、町のU I ターン総合窓口で相談を受けた件数は、2月末現在で19世帯26名であり、そのうち9名が転入している状況です。定住促進という観点から、空き地バンクとあわせ、住宅再建の補助金を支給することで、市街地の人口増加にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、町の組織体制についてお答えをいたします。

震災以降、各種復興事業に対応するため、全国より多くの派遣職員をいただきながら業務を遂行しておりますが、平成29年3月1日現在において、平成29年度当初の職員数は、プロパー職員124名、町任期付職員34名、派遣職員89名の247名体制の見込みとなっており、昨年の4月1日と比較すると27名の減少となっております。復興業務の進捗に伴い、派遣職員も減少することになりますが、復興期間終了時には震災前と同規模の130名程度による人員体制を目指し、持続可能な組織づくりの検討を進めているところであります。

なお、御指摘のありました適正な職員の規模ですが、総務省が実施しております定員管理調査を参考としますと、将来的には130名程度が適正な範囲と考えております。また、年齢構成については、現在は30代が最も多く、全体の37%を占めており、50歳以上が少なく、全体の14%となっています。年齢構成のバランスは、短期的での調整は難しいものと認識しておりますが、中長期的な視点に立った採用を進め、各年代のバランスがとれた人員配置を目指してまいります。

人材育成につきましては、岩手県市町村職員研修協議会の主催による各種研修会への参加や、大槌町独自の能力開発研修を通じ、管理職級についてはマネジメント能力の強化、一般職級については事務遂行能力の向上に重点を置き、職員個々の能力と職制に応じた資質の向上を目指し、将来の町政を担う人材育成を進めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ施設の整備方針についてお答えをいたします。

防災集団移転促進事業の住宅用地や県立大槌病院用地の確保のため、寺野運動公園内にあった運動施設を解体し、その代替施設として新町及び栄町に仮設のグラウンドを整備したところであります。現在その2つの仮設グラウンドを利用して、野球やサッカーなどのスポーツが行われておりますが、スポーツ団体からは早期に震災前の機能と同程

度の運動施設に復旧することを要望されているところであります。

町では、今年度、町方地区の防集移転跡地利用計画の策定を進めており、その中で運動施設の整備も検討しております。町方地区の跡地利用計画では、運動場の配置を栄町仮設グラウンドの隣にサッカー場を新設した上で、新町仮設グラウンドを改修してそのまま本設の野球場として整備する案と、新町仮設グラウンドを栄町に移設して運動施設を集約する2つのパターンで検討しているところであります。

次に、大槌駅基本計画についてお答えをいたします。

大槌駅基本計画は、駅及び駅前広場を交通結節点とした利便性の高い施設として、また、町外とを結ぶ玄関口として、地域住民や観光客の交流が行われ、多くの人が集まる施設として整備するための計画であります。

駅整備の基本方針は、1つ目に、復興した大槌の玄関口としてふさわしいターミナル機能を備えた利便性の高い駅。2つ目に、効果的な管理運営と住民参画が積極的にできる仕組みとすることで、持続的かつ安定した運営ができ、親しみが感じられる駅。3つに、ユニバーサルデザインにより、誰もが利用しやすい駅として整備するものです。

大槌駅の機能の考え方は、切符販売などの駅務機能のほか、人々が交流するためのコミュニティ機能やおもてなし機能を持つものとしております。駅務機能やコミュニティ機能については、駅務室や待合室を想定するものであり、おもてなし機能については、鉄道を利用して移動する観光客のゲートウェイとして、目的地までの交通機関の乗り継ぎなどのアプローチや、基本的な観光情報などの提供、軽食や売店のスペースを想定しております。また、駅前広場については、バスの乗降場、タクシー乗り場、タクシープール、一般車用の駐車場の整備を予定しております。

なお、吉里吉里駅、浪板駅のホームの整備についてですが、JRにおいて、吉里吉里駅については、待合室の化粧直し、浪板海岸駅については10平方メートル程度の待合室の整備やホーム外周の柵の再整備を予定しているとのことであります。

次に、町内の集会施設等のあり方についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、当町では防災集団移転などにより、新たにでき上がった町のコミュニティ形成に注力すべく、集会施設は基本インフラと考えているところであり、防災集団移転等により新たに住まわれる方と、従前の住民の方との円滑なコミュニケーションを図る場として、また、地域住民が気兼ねなく集うことができる場としての集会施設の重要性は、町といたしましても十分に認識しているところであります。

町で設置した集会施設の維持管理については、平成28年3月に策定した集会所設置・運営の基本方針に基づき、集会所の運営は地域の自治会などによる指定管理によることを前提とし、使用料収入等の利益を運営に活用することとしているところですが、現実には集会施設の収益のみでの運営は困難であることから、施設の維持管理に必要な光熱水費の基本料金相当額などの経費は、指定管理料として町が負担しております。

今後の集会施設整備については、集会所設置・運用の基本方針に基づき、設置基準を満たし、かつ地域での施設の必要性を十分考慮し、地域住民との対話を密にしながら、事業化に向け善処してまいりたいと考えております。なお、集会施設の設置に当たっては、種々の補助事業を活用するなど、財源の確保も考慮してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） それでは再質問につきましては項目に沿って進めたいと思います。

まずは町長の施政方針の中から、第3期復興事業実施計画について。これは12月でも若干取り上げさせていただきました。いずれこの第3期の復興実施計画、この2年間、29、30年が町の集大成を図るものというようなことで、答弁書の中には4つの基盤ごとに28の事業を取り上げていると。これは全協で説明も受けましたし、読ませていただきました。28の事業については、書いてある活字だけで評価すると、被災地の復興の、至極当たり前といえれば当たり前の話であります。

町長に就任されて1年半が経過し、新たな予算編成をしながら、この2年で津波の実施計画の集大成を図るといった意味で非常に重い計画だと思いますが、町長はこの実施計画の特にも、特にもとってはまた不公平となるかもわからないが、この4つの基盤の中でも、やっぱり特にここは確実に実施をしないといけないという、町長自身の思い入れの政策等がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） やはり空間整備という形で、やはり生活再建はまず第一だろうと思います。やはり6年にわたりながら今なお多くの方々が応急仮設住宅に住まわれている現実というのは、厳しく受けとめなきゃならないと思います。議員お話があったとおり、第一とすればやはり生活再建が1つだろうと。ハード面も含めてです。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） その生活再建につきまして、いろんな面整備が順調に進んでいる地域、また順調でない地域。けさの日報にもやはりその順調でない例が載っております。

たけれども、それらについても29年度、もう1年後にはほぼほぼ終わっていくであろうと。おくらしている、おくらしていると言いながらも、もう6年が経過して、これからまだ1年ありますけれども、そうすればもう7割ぐらいの面整備がほとんど終わっていくという状況の中にあります。この第3期、逆に言うとそのハード事業の結末が目に見えてきたということは、家を建てて終わりではないわけです。そこにやっぱり暮らしというかなりわいの再建というか、血と汗が通って初めて町になると思うんですが、今の町長の思い入れのハード、住宅再建はわかりましたが、ソフトとして、やはりこの大槌に住み続けたいという意味で、何かその4つの体系の中の、ソフト事業に何か思い入れの事業がありましたら御紹介いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 計画においては、俯瞰すればさまざまなことが見えてくるかなと思います。やはり働く場というのがなければならぬだろうと思います。誘致企業もそうなんです、やはり新たな働く場所、そういうことがやはり地域の活性化になるだろうと思いますので、やはり起業、起こすほうの起業も含めて、起こしやすいというか起こしてみたいと思うか、そういうための研修も含めて、ぜひここで働きたいという場をつくるのが、まず働く場所をつくる必要があるかなと強く感じているところであります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） もちろん生きていく上での糧を得なければ、生活ができないわけです。もちろん生活再建が大変重要です。

ただ、私が思うのは、仕事柄そう思うのかわかりませんが、現在、ここに住まわれている方がおります。きょうも多くの高齢者の方来てますけれども、その高齢者の世代であったり、これから産み育てようとする世代であったり、これから育つ世代であったり、さまざまなもの。その中核となる、やはり働いて糧を得るという世代。それらが相まって町の形をなすものと考えております。どれをとっても非常に大切なものであります。くしくも、被災地はどこでも過疎化が進み、高齢化が進み、子供の出生数が落ちていく。これはどの市町村を例にとってもそうなんですけれども、特に大槌町においてその例が顕著であるということでもないんでしょうけれど、やはりほかの市町村とは違う、町が、住民が少しでもよりよくここで生活するための方策というか、そのソフトの目玉事業というものもこの2年の中できちっとしてやっていただきたいと。

私その巻末、一番最後に事業の目的に沿った新たな予算事業を検討するという言葉がありました。これは非常に大きな意味を持っていると思います。何でかという、実施計画の案はこれだけ膨大に出ているんですよ。ある程度の予算措置計画も財源計画もあると思うんです。それでもなおかつ事業目的に沿った新たな予算事業をここで検討すると言っていることは、まだ見えてないものも何かあるのではないかと。それは住民の意見だったり、議会からの提案だったりを吸い上げながら、ある程度一定規模のまだ使えるような財源を探しながらですね、この住民のために何か1つでも2つでも新たな政策として立ち上げていきたいというふうに私は解釈しましたが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） やはり予算案につきましては、さまざまな思いがございます。議員御指摘のとおり、総合計画の中には予算ができてますけれども、やはりステージが変わっていくんだろうなと思います。また変化もあるでしょうし、町並みが見えてくる中では、すごくやはり人の気持ちというのは変わってくるんだろうと思います。それに適切に対応するということでの最後の一文でありますので、やはり適切な対応というのは必要でありますから、どこまでも、計画はある程度の目標を定めておりますけれども、やはり時々の対応というのは臨機応変に、また柔軟な対応も必要ではないかなということでもあります。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 新たな予算事業の提案という部分につきましては、こちらの部分については、基本的に構成事業の中で成果が図られない事業については、その構成事業を一旦、予算事業を当然使っていると思うんですけども、それを見直して、それにかわる新しい事業効果のあるものを実施していきますという趣旨ですので、追加ではなくブラッシュアップをするという趣旨ですので、御理解いただければと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 聞き方にもテクニックがあるので、その質問を引き出そうと思って聞いたのだから大丈夫です。足し算だけではだめなのは十分わかってますよ。だから、その前段にある効果があらわれていない事業をきちっと整理をつけないといけない、それは大前提であります。これがなかなかできないんですよ。何でかという、もともと行政執行のあり方について悪口を言う気は何もありません。ところが、政策がおくれると言われるじゃないですか、よく、一般的にですよ。対応が遅いと言われるじゃないで

すか。政策を考える、予算財源を確保する、探す、立案する、議会に提出する。実行するまで約1年かかりますよね。そうすればもう住民のニーズが変わっていくという話ですよ。被災地は特にそうです。去年の問題が今の問題ではもうないわけですよ。

だから、ここに、このように立派につくったものなのかもわかりませんが、5月になればもう要らないというものも項目の中にはあると思う。それをきちっと整理してくださいという意味です。そうじゃないと、次のカンフル剤であったり、手当てができないという話になるので、ここの2年、この4月からの第3期の実施計画をどう進めるかというのは、本当にそういう意味では大きな実施計画だと思います。

町長の意気込みの中で、今見えてないものはやりたい。ところが足し算だけではだめだ。職員も減っているということは、今あるものにきちっとメリハリをつけて、もうこれはここで諦めようと。なかなか効果が出ないと。そのかわりこれにかわる何かをという意味では、やっぱりスピード感を持ってこれからなおさらやっていかないと、もう尻が決まっていますからね。そういう意味で第3期の、今までは計画を立てたものを成果として進めていくというのが非常に大事でした。

ただ、これからはもうある一定の評価をして、だめなものはだめだ、次の手は何なのかということをやっているこの2年間を過ごすというふうに、職員の皆さんも気持ちを少し活性化させながら、切りかえながら、3期の実施計画が順調に進むように。また、見直し後の計画も住民のためになるように取り扱いをお願いしたいというふうに思います。

それでは次に、同僚議員のほうでもかなりの時間を割いてこの空き地バンクの話をしました。私もこれについて、別な視点でいろいろ触れていきたいと思います。

空き地バンクの制度自体は、私も非常に楽しみにしております。何でかという、当初町が買い取るよと言ったけれど、なかなか判断ができなくて売り損じたという住民さんもいます。いや、もう建てないから、売らなかったけども、町のほうでストップされたという住民さん。あとは、せつかく整地になってきて引き渡しになった。なかなか財産だから売りたいとはいいながら、この5月ぐらいになれば固定資産税の納付書が来ますかね。そういう時期になると、思いと現実が両方手のうちに入ってくるわけです。離したくないという思いがあったけれども、税を払わなくちゃいけないという。使わないけども払っていかなくちゃいけないということで、リアルにその土地をどうしていこうというような判断になる、そういう時期に入りました。

そういう意味では、空き地バンクというものを創設して、売りたい人、貸したい人、再建であればU I ターンもそうですけれども、もともと大槌は、津波前もそうでしたが、なかなか土地がなくて、かまど家も持たせられないとか、いろんな意味で住宅事情というのは悩んでまいりました、そういうところにも何か一定のものを、明るい日差し、兆しが見えるような気がします、前段同僚議員も言っているとおり、やはりお金が絡むとなると、誰がもらえて誰がもらえないというその不公平感。当局の説明の中で、空き地対策で、市街地形成で被災者再建とは違うんだと。何度も説明をしています。何度も説明するのは、それは町の立場ではわかるけれども、もらうほうは被災者で再建者なんですよね、多くが。そこでやはりその制度のずれだとか、不公平感を感じるというところでいろんな今問題があります。

そこで、せっかく数字を出していただきましたので、この点について伺いますが、再建をしている人、これからも再建をする計画がある人はまずいいわけですよ。決まっているから。ところが、町方であるとおよそ122件が再建時期を決めかねているという人がある。本当に建てるのかもわかりませんよね。建てるとは決めたいけれども、もう収入の状況が変わった。さっきの関係でいくと仕事が復興の関係でよかったけれども、復興が少なくなっていったらなかなかその給料が上がらなかったとか、いろんな事情でなかなか家が建てられない。まだ決めてない人、122件の人にこの再建支援金を出すということ、カンフル剤を出すことによって、早くその決定を促していただくということについては、この100万の価値というのは非常にあるのかなというふうに思います。ただ、一方で既に再建をした人は遡及して出すということだから、これは今全然当てにしてないお金が100万入るということ。なので、制度とすれば両方なんですよね。当てにしてなくてももらえる人と、いや、そうだな、じゃあ早く2年以内に決定して着手すれば100万円もらえる人。心はもう全然違いますよね、心持ちが。それが不公平感という意味で表出しているのかなというふうに思います。

なので、例えばこの町方でおよそ122件が住宅再建時期を決めかねているというふうにありますけれども、現在のところ町方と吉里吉里地域が区画整理事業、吉里吉里はもうほとんど引き渡しが終わってますが、町方が122件だとすれば、吉里吉里の場合についてのこの、再建の意向はあるけれども、まだ時期が未定だという戸数は把握していませんでしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 済みません。吉里吉里地区については戸数を把握しておりません。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） これから調査して把握していくという予定はありますか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 「見える化」を随時やっていますので、その中で把握していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） もう一つは、この誘導策の目標値は特段設定してないというふうにありました。予算規模で言うと500件、5億円というような規模が予算書に出てますので、これが目標になるのか。

先ほど言ったとおり、もう既に再建、再建中の人があるので、目標とはいえもう既にもう内定、出すとすればですよ、内定している人もあるんですけども、ある程度の2年間、2年間の目安の中で5億円、単年度の会計ですから、そこら辺ちょっと会計の数字の整理は別にして、おおむね500件程度であろうと思ったところにさっきの3期のめり張りという意味で、ある程度の数字をクリアしたらそれにプラスアルファがあるのか。いや、思ったより全然伸びないから、このあり方自体がちょっと問題なのではないか。ちょっと見直してから別な方策でいかなくちやならないかという意味では、ある程度の目標値の設定というのはしておいたほうがいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

実は全地区の意向調査は10月に一旦締め切ったんです。ところがですね、ちょっと今手元に資料があると、未回答の方が実は3割ほどいたんです。その時点では。それから、実はぽつぽつぽつぽつ、役場に来る何か用事があるとかですね、気が向いてまた回答するというので、精度がちょっと上がってきているという状況もございまして、そこら辺を今実は精査しております。

それで、実は何で目標値を設定していないかと言ったのは、実はそういったまだ動いている状況があったので、実はまだはっきりきょうはお伝えしないんですけども、実はこの5億円を算出するに当たっては、前回の全員協議会でもちょっと数字を並べて御説明いたしましたが、見込み数としてはちゃんと想定しておりまして、ちょっときょう

済みません、申しわけございませんが資料を持ち合わせておりませんが、たしか四百何十件くらいは今回の事業によって効果を生む件数だというふうに算定しておりまして、事業規模を5億円というふうに算出しております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 5億もの財源を使って住宅再建を促すということは、津波の復興以外には考えられないわけですよ、町の政策として。ということは目玉事業であり、勝負をかけているということは十分感じます。だからといって、見切り発車的にやり過ぎると、取り返しがつかないということになる。俗な言葉で言うと金に色はないと言うから、いかにこの5億が次の町をつくる金に変わるのか。ばらまきと言われないようにするための方策も片方では考えていけない。避難者のアンケートで、84名の町民が住宅再建を希望しているが土地がないという状況。売りたい、貸したいが70名ある。84と70だから数字が合っているように見えますが、売りたい、買いたい人の土地と、建てたいという人の土地の場所はまず違うんですよ。俗に言うじゃないですか。津波でなければ町方のほうが宅地の評価も高いから、そういうところに建てたい。ところが、売りたいという人は、残念ながら被災地で売りたいという人は、土地が狭いとか、換地されたけども細長いとか、形状が悪いとか、使い勝手が悪いから売りたい、貸したいというふうに、往々にしてなっているのではないかなと思うんですよ。そういうところに次の手として、例えばその建てたい人、買いたい人がこちらを望んでいる。ところが売りたい人がこっちを望んでいた場合、マッチングしないじゃないですか。そういうことも想定され、私とすれば想定しているんですが、そういうずれというか、マッチングを図る意味での何か次の手というのは考えていますか。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 空き地バンク制度の中でそういった情報を公開して、まずはその希望している方に選んでもらうというのが1つかなと思います。実際に現地を見たいとか、そういった場合には不動産業者さんを仲介して、実際に手続してもらおうということになるんですけども、できるだけ我々はそういうふうな情報を収集して、いっぱい弾を出していくという形をとらないと、なかなか希望する物件もないとなると、せっかくの制度の意味がないので、そこは我々としても努力していきたいと考えています。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 今回のその空き地バンクの制度含めまして、実はこの制度に

関しましては全庁的に職員から、全庁的にと言ってもあれですが、全庁的にアイデアを募集しまして、最初14個か15個くらい、実は今回の空き地バンク制度も含めて、実は上がってきました。

そういった中で、今回、最終選考には3つか4つか残ったんですが、あとはこれはもうちょっと時期が後だろうとか、もうちょっと少しブラッシュアップしましょうねという中にも今議員がおっしゃったような案もございました。

これに関しましては、先ほど町長とか副町長が申しましたとおり、ステージを重ねながら、その場面にあった方策を今後順次ブラッシュアップさせながら検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） はい、ありがとうございます。

職員の企画も多く取り入れながら、その辺でも吸い上げられたり切られたり、いろいろな意見調整をしながら今回の制度であるということは十分伝わっております。だがゆえに、されがゆえに、言葉ちょっとわかりませんが、それだけ庁舎内でも議論があるわけですね。そうすれば、我々議員の中でもいろいろ議論があります。そうだそうだと言う議員、いや不公平なんじゃないかとか。最初に100万出したから今さら取り下げられないかなとか。私も住民と話をします。トータル5億円という財源を使って住宅再建をするという物すごい政策なんです。ただ、ここまで人にやんやんやと言われるんだしたら、じゃあやめようかという話にもなる。ところが、最初に数字が出てしまったんですよ、今回は。この制度自体がという前に、もう金のほうが最初にひとり歩きしてしまうと、人はやっぱりそこに行ってしまうんですね。気持ちだとか耳が。

なので、先ほど同僚議員からも出ましたが、せっかくいい制度をつくってやるときのタイミングというのは非常に大事なのかなと思う。せっかくいいことをやるのに、悪口言われて、よくねえとも言う人もいたり、100人が100人ともいい政策なんていうのは私にはあり得ないと思います。でも、あんまり制度設計をしていくときにぎくしゃくするようなやり方というのも、これも得策ではないわけですね。

先ほどの副町長の答弁で、議会が開会していると、協議中なんだというような、非常に前向きな発言。我々議会としても、来週になれば予算委員会もありますから、いろいろな意味で、当初当局が提案したものの考え方を、議会の意見でこの議場で修正提案をしながら、もっとよりよい姿を求めながら、貴重な税金、財源を使って町のあり方を決め

ていく、方向性を見出していくというのが本来正しいやり方だと思いますが、先ほどは副町長からいただきましたが、今度町長から心構えというか意気込みがありましたらどうぞ。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 先ほど副町長話したとおり、私も同じ思いであります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ぜひそのような議論を積み重ねて、いい制度設計をしてやっていただきたい。ただ、4月1日には、この空き地バンクは非常に、効果が出れば物すごくよくいくし、効果が出なければ次の手を本当に背中に汗を感じながら考えていかなくちゃならないと思いますので、一生懸命これからも考えていきたいと思います。よろしくをお願いします。

3点目について。町の組織体制についてであります。

昨年の4月1日と比較すると27名が減少する見込みであるというふうに答弁ありますけれども、これに影響するものがありましたら答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） はい、お答えいたします。昨年と比較しまして現在約27名、これはプロパー、町任期付、応援職員、全体を含めまして、比較で27名ほど減少してございます。

基本的に、先ほど言いましたとおり人員的なものでは、将来的な130名体制というものもこの時期から既に取り組んでいかないとならないという気持ちがございます。ですので、27名不足した分を何かで補填という考えは持ってございません。私たちというか総務のほうでは、各課の所属長のほうに来年度の組織体制の人員、各課大体一、二名は減るといふことの説明も各課長、所属長のほうには説明し、人が減るといふことは事務事業にも影響は当然出ます。

ですので、事務事業、先ほどから出てますが、スクラップアンドビルドの部分を実際に所属として考えていただきたいと。そうしていかないと、人が減ったが事業だけが残るといふ事態は避けなければならないということも含め、年明けの所属長ヒアリングの中でその辺の説明をさせていただいているところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 総務省が実施している定員管理調査というのは、私事務組合の議

員もしている関係もあるんですけども、そこでも定員の管理計画だかの数でいくと、釜石大槌の事務組合の消防署員の数だったり今は108人ですけども130人ぐらいだったかな。もう少し多かったと。指定するものの基準よりも、現員のほうが少ないわけですよ。これは、それと同じ調査なのかはわかりませんが、その調査でいう130名というのが将来の今後の大槌町の財政規模だったり、税収の規模からいって、適正な数字が130人なのか、それとも130人は総務省の基準に当てはめるとそうだけれども、町の財政的な規模を考えれば、もっとやっぱり減らしていかないというふうに思われているのか。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。あくまでも総務省の調査は人口100人当たり職員1人という一応の目安がございます。

ただし、市町村によって当然スケールも違いますので、ただし、スケールは違うけどもやっている内容は基本的にどの市町村も業務的には同じということを考えて、大体この総務省に照らすと130名前後が適正規模とは考えているところでございます。

ただし、先ほど議員おっしゃったとおり、財政、当然影響するわけでございますので、その辺も財政当局と調整というか、その辺の中身を調整した上で、必要があればこの人員ありきではなく、当然その財源に合わせた形で人員を調整するとか、その辺の検討はしていかなきゃならないというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） あとその答弁書の中にもあった世代間でばらつきがあるという職員、現在の分布がある。今任期つきだったり、さまざまの職員のバランスがあったり、今後その採用計画において、本来であれば20代、30代、40代、50代が30人ずついけば、4世代ですから3掛ける4で120名ということになりますけれども、バランスというのはもうそうだと思うんですが、必ずしもすぐそこにはいかないというふうに答弁にもありますけれども、そういう数字も見ながら、今後の人員の職員規模の世代間を見据えた定員の適正化計画をつくられているのか、これからつくっていくのか。採用計画に今もう反映させているんだとか、何か答弁があればお聞かせください。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 人員の適正化計画につきましては、今のところまだ策定がで

きていないというのが正直でございます。これは29年度で策定の方針で動きたいというふうには考えているところでございます。

ただ、復興直後の部分で、人員が不足したということで、採用とかそういった変化を受けて、採用してきた経過等も含めての現状が今あるわけでございますので、この現実も受けとめつつ、先ほど申しましたとおり、30代が今人員的には多いことではあるんですけども、先ほど議員おっしゃったとおり各年代に30人ずつ配置すれば、120、130という数字になるわけでございますが、今不足している20代特に前半から10代後半の部分が今現時点では不足しているということもございまして、この部分については、意を配して計画の中に取り込んで取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

ただし、あくまでも将来の大槌町を担うという人の採用でございますので、あくまでも年齢だけにとらわれての採用ということではなく、やはり能力、そういった部分も、適正とかその辺も加味した上で、その辺のバランスをうまくとった形での計画というか採用を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） まさしく答弁のとおりで、年齢ではない、職員の能力なわけですよ。資質なわけですよ。ややもすると、役場に入れば永久就職だと思って仕事もできるんだかできないんだか、人事交換がどこまで進んでいるんだかわからない。民間企業とはまず全然違うわけですよ。そういう意味で、当町の役場職員の人材育成というのは誰が責任を持って、どのようなスキームでやっているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 人材の育成の責任者は私だと、自分自身で思っております。ですので、先ほども言いましたが、26年度から町独自でも研修を行ってきているところでございます。例えば民間の企業の方を講師に招いて、行政経営の品質向上とかコーチングとか、そういったものを意識して取り組んでいるところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 先日ホームページで懲戒処分の中身を見ました。いろんな情報公開ですので、公開のあり方については副町長、総務部長にも直接申し上げましたけれども、だからそのまかぬ種は生えぬで、やっぱり育てる力もないといけないし、逆にもう若い世代だったり中途で入った役場職員に勉強もしてもらわないといけない。決して役場の職員になったから終わりではなくて、なってからのほうが大変なわけですよ。じ

やないと、1万2,000人という人を背負っているわけだから、そこでどんな企画を立てて、次の町にとってどういう政策がよくて、どういう金を使うのかというのは、役場の職員がある程度の道しるべをつくるわけですよ。そういう責任というのはやはりあるんです、どうしても。特に予算編成というのはそれが大事だと。ということは、今働いている復興の目の前のことを処理しながらも、2年後、3年後どういう町になるから、今こういう政策がというのもあります。人が少なくなる、事務事業は減らない、効率化を図らなくちゃいけない。そうなれば、やっぱり業務の処理能力ですよ、遂行能力。ということは、今まで務まったかもわからないけども、これからはもっともっとういう意味でマネジメント能力を培った職員じゃないとなかなか対応し切れないというものもあります。そうすれば人物評価もきちんとしていかななくちゃならない。公務員の世界というのはそれがなかなか難しいところはありますけれども、だからあえて期限つきの職員であったり、正規職員に吸い上げたりというようなことがあるんだと思いますけれども、いずれにしても、年齢では図れない能力だったり、いろんなものがあります。

それで3期の実施計画の話からしましたけれども、やはり見えてきた以上に、次の町をつくるというものも、先ほど総務部長のほうから適正化計画を29年度につくるというふうなお話がありましたが、やはりこれに着手しながら、両方を見ながらやっていかないと、やっぱりいいものは出ないんだと思います。やっぱり何か目指すものがあって、初めてそこに対するすべ、技術があるのであって、目指すものが見えていないと、何をしたらいいのかもわかりませんからね。とりあえずやっていったらできたんだ話ではないわけですよ。そういう意味では、非常にこの組織のあり方とか人の使い方というのは非常に大事になっていくと思いますので、そういう意味で29年というのは非常に大きな年になると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に移ります。生涯学習の促進についてということで、今回野球場、サッカー場のスポーツ施設を取り上げましたが、わかりやすく野球場の話をしませう。球場、グラウンドがあって、スタンドがあって、芝生があって非常にきれいな野球場がありました。それが、今、大槌病院のほうがあのようになっていると。大槌病院を建てるから壊したということであれば、私はあくまで復旧で大槌の町営球場が整備されるものと思っておりますが、答弁を見ると、何か整備されるのかどうなるんだか、なかなかわからないような答弁なんです、そこら辺もう一度お願ひします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今復旧というお話が出ましたけども、町営球場、いわゆる寺野の運動公園は、今回の震災の影響で被災した施設ではないので、災害復旧事業の対象にはならないということでございます。

その中で、実際その整備をどういった手法でやるかといいますと、大きく2つかなと思っっているんですが、1つは通常社会資本整備総合交付金でまたもう一度作り直すということ。それからもう一つは、今回の効果促進事業での一件審査を出して、それで整備の促進を図るということがもう一つあってですね、ただ、その中におきましては、復興庁のほうからいろいろ、今宿題みたいなものが出されてまして、1つは今言った跡地利用の計画をしっかりと立てること。それから、その施設は人口減少に見合った施設規模になっていること。それから過去にあった施設の整備基準を上回らないこと。それから最後は財源でございまして、その中で寄附金とか、利用する構成団体からの負担、あるいは町の単独費、そういったものの財政負担をきちっと出すことというこの3つのごとが出されていまして、それをした上で審査ということになると思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ということは、津波で失った野球場じゃないから、災害復旧に当たらない。災害復旧という意味では当たらないかもわからないけども、復興事業を進めるとき壊さざるを得なかった野球場なので、補償、補償という言葉が適切かどうかわかりませんが、そういう意味で復旧になるものだというふうに今の今まで思っていました、そうではなくて、社会資本整備などの補助金を入れながら今後検討していかなくちゃならないというようなことでよろしいですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） そういった意味で、跡地利用も含めた形で今回の効果促進事業ということをはしてしております。ただ、今言ったようにその効果促進事業そのものが100%今までのように見るということではないようで、その部分については、復興庁からどの程度いただけて、町としてはそれに見合った施設をどのようにつくるかというところがきちんと、要するに全部復興交付金は出すから、何でもかんでもつくるということではできないよということが向こうの言っている趣旨でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 効果促進という意味では、スポーツ振興を図る。以前であれば、子供のスポ少の大会だったり、ある一定の規模の大会だったり、大会を企画する段階で、

野球場であればグラウンドの面積だったり、ちゃんと右翼左翼の面積だったり、スタンドの数だったり制限なると思うので、それらが設置になるということは、震災前もいろんな大会やってましたからね。

そういう意味では、大槌町の交流人口を広げていく意味では、たまたま釜石はラグビーが来るから、それも何か別な意味でのエネルギーになったのか、ちょっと承知はしませんけれども、大槌町にとっては、やはり外部からどのようにして人を入れていくのかというのが今後生き残るチャンス、チャンスというか分岐点であると思います。先ほどの住宅再建は、それはそうです。それは今まで住んでいた人、住みたいと思う人の獲得ですが。それもそうですけれども、いかに日々、季節を通じながら、年間を通じながらこの大槌に足を踏み入れていって、できればお金を落としてもらって、なおかつそれがスポーツであったり、健全なものだったりするということが理想的だと思うんですが、ぜひその効果促進で、逆に言うと効果促進というものを使わないとなかなか単独だとか、社会資本だとかでは難しいと思うので、これの理屈づけだったり、理屈はいっぱいあると思いますけれども、ぜひしていただきたいと思います。

運動施設の整備も検討という意味の検討がそこだったんですね、じゃあね。私はこれ検討ではなくて、運動施設の整備計画も何年ごろには計画をしておりますぐらいの答弁が来ると思ったら、まだ検討段階というのは、そういう検討だと思いますけれども。

ただ、効果促進に関しても、さっきの実施計画ではありませんけれども、尻がもうないので、ある程度の規格だとか、復興庁に1回、2回だめでも3回、4回というふうにつづけながら、ぜひそれを実施計画に載せていただけるようお願いをしたいと思います。

町長が野球を好きだからという意味ではなくて、大槌の野球場、もともとあったところを復旧して、復旧という言葉はあれだけでも、そういう意味で何か意気込みがありましたらお聞かせください。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。正直野球は好きです。

今回のことでは内部でもいろいろとありました。やはり先ほどの財源的なものもありますが、整備をするという方向性については、野球場だけではなくてスポーツ全体について、やはり理屈なくお互いが交流できる場でもありますし、さまざまに町内の方々も含めてやる場所ですので、しっかりとその辺は検討して、きちんと議会または町民の

方々にその計画全体をしっかりと説明してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） いずれ町の政策を見ていくと、子供は大事だ、教育環境は大事だと言いながら、何か子供とか子育てに対する予算措置だとか政策というのが、ぱっとしたものが見えてこないふうに見えるんですよ、どうしても。なので、何かこう切られるものは野球場であったり、つくるものが、じゃあ学園をつくったから終わりではなくて、何かそういうめり張りのきいたものをぜひ今後やっていただきたいかなというふうに思います。子供の声を反映させるとか大層な、大きなことを言うつもりもありませんけれども、いずれ次の世代を担う人をどうやって今のうちに育てるかというのは非常に大事だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと。

残り2つほどの再質問はできませんでしたが、予算審議の中でやりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君の質問を終結いたします。

1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時05分

○

再 開

午後1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

先ほどの東梅康悦議員の一般質問で答弁の保留がありました。当局より答弁したい旨の申し出がありましたので、これを許します。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 御説明します。

午前中の追加質問の中で、在宅での介護者についてというところで、施設と在宅のサービスの理想的な割合について定めているというふうに申し上げましたが、あくまでも介護保険事業計画の推計でありまして、町での理想的な割合ではございません。平成28年4月から平成29年の1月末、2月に報告している分なんですけれども、介護保険事業状況報告書の給付費によりますと、施設分の割合につきましては52.8%であり、在宅分の割合は47.2%となっております。以上です。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を許します。御登壇願います。

○8番（阿部俊作君） 無党派日本共産党の阿部俊作でございます。質問項目がいっぱいですので、早速議長のお許しが出ましたので質問に入らせていただきます。

まず1つ目に、安全・安心・快適なまちづくりのためにということで、1つ目、町民の医療を守るため中核をなす県立大槌病院は、県立釜石病院との連携が欠かせません。その動脈をなすのが救急搬送です。大船渡病院などは三陸自動車道を最大限に活用するように乗り入れ口をつくりました。もう一度聞きます。県立大槌病院の近くに三陸道へ乗り入れる道路はつくれないのでしょうか。

次に、2つ目には、毎年異常乾燥警報と強風がセットになって襲われる大槌町において、火災防御は重要な課題です。過去の大火を教訓に町に水路が引かれました。議会としてもそのことを踏まえ、水路を引くよう提案してきました。規模やつくりで不満もありましたが、水路をつくるとしてきたものが、水路が見えませんが、議会には何の説明もありません。いつ、どのような経緯で変わったのか。議会もまちづくりには町民の声とともに提案してきましたが、なぜ議会に説明しなかったのかお尋ねします。

台風10号についてお尋ねします。河川の状況や保水力低下が懸念されます。河川には、簡易ながら消防ポンプが自然水利を活用できるように降り口が設置されていましたが、台風で壊れてしまいました。復旧をお願いしたいと思います。また、山の水の保全是養殖漁業にも大きく影響すると思います。水源地の保護ということを広く、長く考えていくべきと思いますが、当局の考えを伺います。

4つ目に、通学路の安全対策について議会でも指摘してきたところですが、事故が発生してしまいました。幸い軽症で済みましたが、議会の指摘が的中してしまいました。教育委員会は、本当に子供たちを守る気があるのかという思いに駆られます。いろいろな交通システムを熟知して、子供たちの命を守るという姿勢について伺います。

役場前の公園に小さな池がつくられています。私は池のふちが斜めだと滑って危険だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

6つに、日本国内を見渡すと、いろんところで町に水路があったり、大きな池などが町並みにマッチしていたりしています。また、それらの水は、いざというときの防火にも利用されます。御社地の池に関しては、これまでも質問させていただきましたが、改めてどのような形状となり、降雨時などの対策や安全対策はどうか伺います。

次に、2番目の項目で、安渡保育所の廃止が保育行政に与える影響についてお尋ねいたします。

安渡保育所を平成29年度をもって廃止するという事は、さきに当局から示され、廃止に至るまでの問題点に関しては、東梅康悦議員が一般質問で取り上げた経緯がありま

す。その折、平野町長は既に廃止が決まっていることだと前置きし、廃止することは既成事実であるかのような発言をしています。確かにかつての行政改革により、保育士職員の採用が控えられ、幾つもの町立保育所が廃止されてきました。

一方、出生率が低下しているとはいえ、待機児童の問題など、保育所や幼稚園の存在意義は極めて高くなっています。安渡保育所の保護者たちは、今回の廃止問題をとても重く受けとめています。保護者や地域との話し合いの経過と結果について伺います。

また、最初の復興計画には、子供たちが、未来の大槌を担うということも書かれています。子供たちは未来からの宝物とか言われます。町立保育所を廃止した後、子供の育成に関する方向性は計画書などに示されていると思いますが、改めて子育てに関しての町の取り組み姿勢を伺います。

3つ目に、挟田館の保護と保全についてお尋ねいたします。

新しい道路の工事に関係し、町にとって重要な遺跡である挟田館が破壊されるのではと危惧されます。岩手県教育委員会の中世城館の報告書にも大きく掲載されているほどです。これまで伺ったところでは、既に工事の計画が示されていたとのことですが、文化財保護法上、記録保存であっても適切に行われることを望みます。

そこで、挟田館をめぐっての今回の道路工事に関係し、どのような協議がなされ、記録保存の決定がなされたのか伺います。以上です。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、安心・安全・快適なまちづくりについてお答えをいたします。

県立大船渡病院の場合、いわゆる乗り入れではなく、三陸沿岸道路から県立大船渡病院への救急車専用の退出路であり、患者を三次救急医療施設である県立大船渡病院へ直接搬送することにより、搬送時間の短縮を目的に設置されたものであります。県立大船渡病院から三陸沿岸道路を利用して、さらに高次救急病院へ搬送する場合は、最寄りのインターチェンジから三陸沿岸道路へ進入することになります。

県立大槌病院の救急医療は、入院治療の必要のない一次救急を基本としていることから、救急搬送のための三陸沿岸道路からの退出路の必要はないと考えております。入院、手術を伴う二次救急は県立釜石病院へ搬送することになっております。県立釜石病院にも退出路が計画されていることから、救急搬送につきましては、平成30年度に開通する三陸沿岸道路釜石北インターチェンジから釜石ジャンクションを通過して県立釜石病院

への搬送が可能となりますし、平成31年度には大槌インターチェンジからの搬送が可能となり、さらに迅速な救急搬送の環境が整います。

次に、県道沿いの水路については、町方地区のデザインノートの中で水路設置の検討を行う旨が記載されております。これはワークショップでの町民意見や議会からの提案に基づくものであります。

これを踏まえて、県道沿いの古廟橋付近から役場前の代官所跡公園までの間に既に整備を行いました。水路の規模は、延長約465メートル、幅約50センチ、深さ50から60センチとなっております。なお、道路管理者である岩手県との協議の結果、水路上部にはグレージングのふたをかぶせてあります。

次に、台風10号による被害は、県下に大きな被害をもたらしました。大槌町においても、土砂流出、洗掘等大きな被害があり、道路施設で17カ所、河川施設で6カ所で被害を受けました。議員御指摘の場所につきましては現地確認を行っております。いずれも緊急避難的に可搬ポンプ等を持ち込むために使用するための箇所であったと思います。中川原地区については、県道から階段が設置されており、可搬ポンプ運搬には問題がないと判断しております。また、旧金沢小学校付近の河川へおりの道については洗掘がされていますが、可搬ポンプの運び入れは支障ないと判断しております。同地区には消火栓、防火水槽も必要数設置されており、消防水利として問題はなく、緊急避難的な使用もないと判断をしているところであります。金沢生活改善センター前の河川へおりの道についても洗掘がされておりますが、消防水利上は、近隣に消火栓も設置されており、問題ないと判断しております。これらのおりの道は洗掘されやすい箇所であり、緊急避難のための消防水利補完として箇所指定するものではありません。

次に、水源地の保護についてですが、雨水や貯留することで、河川への流れ込む量を平準化し、洪水を緩和することや、土壌を通過する過程で水質を浄化するなどの森林が持つ水源涵養機能は、人々が生活していく上で大変重要な機能であります。当町における森林面積は約17,800ヘクタールで、町の面積のおよそ85%になっており、このうち天然林と人工林との区分では、人工林が約8,000ヘクタールで約45%となっております。森林が持つ水源涵養機能を保持増進するには、保水能力が高いとされる天然林はもちろんですが、特に人工林における保育作業や間伐などの森林経営を適切に進めることが、下草が育成し、樹木も大きく育つ環境を整え、山林の持つ保水機能等を高めていくことが肝要と考えます。

これら人工林における適切な森林経営を促進することで、間伐材などの町産木材の利活用が進み、同時に水源の涵養にもつながることから、町では事業の見直しなどで財源を確保した上で、新たな林業振興策を講じるなど、森林資源の活用をより広げられるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、通学路の安全対策にかかわる御質問については、教育長より答弁しますので、よろしくお願いをいたします。

次に、役場前の公園に整備している池についての御質問にお答えをいたします。

役場前の代官所跡公園につきましては、町方地区のデザインノートを踏まえるとともに、ワークショップにより町民の皆様に広く意見をお聞きしながら、公園の計画を策定し、現在工事を進めております。このうち池につきましては、子供の利用も想定し、安全性に配慮しながら設計を行っており、池の周りの斜面の勾配は一番きついで約30度と比較的緩やかにするとともに、表面はコンクリート面に玉砂利を埋め込み、滑りにくくしてあります。

次に、御社地公園の意見に関する御質問にお答えします。

御社地公園につきましては、昨年3回実施した御社地公園ワークショップなどで出された意見などを踏まえて、基本設計を実施し、前回議員から御指摘がありました降雨時などの対策や、安全対策についても考慮しながら、現在詳細設計を進めているところであります。

その中で、安全対策については、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき、高齢者や障害者なども安全に利用できるよう、十分配慮しながら設計作業を進めております。

次に、安渡保育所の廃止が保育行政に与える影響についてお答えをいたします。

町立安渡保育所につきましては、昨年12月の議会全員協議会で、平成29年度末をもって廃止する方向で検討している旨を御報告させていただいたところであり、廃止ありきでお答えしたものではありませんので、御理解をいただければと思います。昨年12月の議会全員協議会以降、安渡保育所の保護者会へは12月に2回、2月に1回、これまで3回開催し、今後の安渡保育所について保護者の声を聞くとともに、町の考えを説明させていただいたところでもあります。

また、安渡町内会の説明につきましては、これまで開催の調整をお願いしてきたところですが、いまだ説明の実施に至っていないところであります。保護者からの声として、

存続してほしい旨の声を多くいただいたところですが、町の乳幼児数の動向や教育・保育施設の設置状況、さらには従事者、専門職である保育士不足の状況等を総合的に勘案し、町としては、平成29年度末をもって町立安渡保育所は廃止する意向で保護者へもお伝えしたところであります。

しかし、これまで、平成29年度末までの運営を目指してきたところですが、その後、次年度において従事する保育士が不足する事態となったことから、これまで保育士確保に奔走してまいりましたが、結果、保育士の確保が困難と判断し、4月からの安渡保育所の運営を断念せざるを得ない状況になってきております。

なお、安渡保育所を希望している保護者へは、2月の説明会においてこれまでの経過等を踏まえお話をし、今後、他の保育所での受け入れを個別に調整させていただくことを御説明させていただいたところであります。

結果的に、安渡保育所の運営が本年度末までとなってしまうことに対しましては、安渡保育所を希望された保護者の皆様には、御心配と御迷惑をおかけしてしまったことを大変申しわけなく思っているところであります。

次に、子育てに関して、町の取り組み姿勢についてですが、現在、町では子ども子育て支援事業計画や地方創生総合戦略に基づき、各般の施策を進めているところであり、特にも、今後優先的に取り組む事項として、昨年12月の議会全員協議会で御説明いたしました「大槌町における今後の子育て支援の方向性について」の中で、5つのアクションプランとして、保育施設整備や特別保育事業の実施に係るハードとソフト面での財政支援や放課後児童クラブの整備を掲げているところであります。

なお、安渡保育所の来年度の運営につきましては、私のほうから先ほどお話ししましたが、きょう急転直下事情が変わったことにつきましては、この後民生部長から答弁をさせます。

次に、挾田館の保護と保全についてお答えします。

三陸沿岸自動車道については、昭和41年に制定された国土開発幹線自動車道建設法をもとに、昭和62年の道路審議会答申を受けて、国土交通大臣が指定した高規格幹線道路であり、当時は三陸縦貫自動車道と呼ばれておりました。町では、国土交通省三陸国道事務所の路線決定を受けて、平成8年都市計画事業都市計画道路として住民説明会を開催するとともに、縦覧期間を経て、町の都市計画審議会に諮問し、都市計画決定を行っているところであります。したがって、平成8年には路線位置、大槌インターチェンジ

並びに主要地方道大槌小国線までの接続道路についても、住民同意形成を行った経過があります。

今回御質問の挟田館跡においては、当時、平成8年以降から震災前までの庁内における関係課との協議等の調整手続については行われた経過はなく、また、当時は町側のほうでも、本遺跡については周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、特に国や県への保存等の働きかけなどを行ったということはありませんでした。通常は、埋蔵文化財包蔵地における国の開発事業については、国と県との両者間で協議がなされ、その手続の中で当該遺跡の記録保存のための調査が行われていくものとなっております。

しかしながら、今後こうした国や県が行う事業において、殊に史跡指定を受けていない公有地以外の埋蔵文化財包蔵地についても、より遺跡保全の意識を高くし、庁内部での調整及び連携を徹底させてまいりたいと考えております。なお、この挟田館跡につきましては、遺跡の一部は消失いたしますが、標柱や説明版などを設置して、館跡の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） それでは、私から通学路の安全対策についてお答え申し上げます。

児童生徒の登下校時の安全につきましては、議会におきまして多くの御意見をちょうだいしているところでございます。復興関連工事が行われている期間中の安全確保には、その都度工事関係者、学校、保護者、保安員と連携したり、交通安全プログラムの内容を充実させ、各関係機関と協力しながら、実際に通学路を歩いて確認し、不具合があった場合は速やかに対応し、改善するなどの安全確保に取り組んでまいりました。

しかしながら、今年1月、青信号の横断歩道上で登校中の児童が車と接触するという事故が発生したことはまことに遺憾であり、教育委員会としても重大なことと捉えております。

今後につきましては、これまで以上に学校、保護者、地域の皆様と連携して見守りを強化するとともに、児童生徒に対しましても、たとえ法律で守られていて安全と思われる場合にも、みずからがしっかりと安全確認をして横断する等の判断力の育成や、交通安全以外のことに対しても対応できるよう、危機回避能力を高めるよう指導を徹底してまいります。

なお、本件が発生しました箇所につきましては、周辺の工事の終了時に合わせて、歩

車分離の横断歩道や手押し式信号機を設置することとして、昨年8月19日に開催されました釜石警察署交通規制対策協議会において確認されているところでございます。また、釜石振興局土木部ともスクールゾーンや看板の設置等について協議してまいります。それまでの期間、工事の状況に対応したきめ細かな点まで気を配り、安全確保に努め、子供たちの命を守るために努力してまいります。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 先ほど町長の答弁でありましたとおり、2月の保護者説明会においては、保育士が2名しか確保されていないということで、他園へ移るようお願いさせていただいたところでございますけども、保育士3名の確保のめどが立ったところでございます。この3名によりまして、安渡保育所については通常の7時半から5時半という、8時間ほどの保育体制を組んで、保護者様のほうにきょう意向確認することで対応してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それでは、県立大槌病院の問題からお尋ねします。

私ちょっと三陸自動車道を利用するという、三陸道を利用するというので、乗り入れそれから退路ということで、ちょっと間違いがありましたけども、大槌町の場合は、サブ病院ということで進入路が必要なところなんです。それで大船渡病院はメインというか拠点病院ですので退路が必要。そういう違いがあります。大槌病院の場合は、日中、平常時は救急の搬入を受け付けることになっております。救急には対応しているということで、それでなぜ釜石との連携が必要かということ、高次のいろんな機械、装置、それは釜石にしかないんですよね。大槌病院にもCTとかいろいろ機械はそろえておりますけども、それ以上の機械は釜石に集中して置かれている事情があります。それで、緊急事態には大槌病院にまず一旦入れて、それから大槌病院から釜石に行くということもあるわけなんです。そのために病院から病院、大槌と釜石の連携が必要だ。それで最短コース、距離でいくようにと、これは前から言っていたわけです。鶴住居北、釜石北、鶴住居の北のインターと、大槌からのインター。病院からそこまでの距離を言いますと、やっぱり5分以上かかるんですよ。少しでも、やっぱり人間の命のためには、少しでも短い時間でそういう命を守るという、そういう姿勢が欲しいなということで言ったわけです。

それで、大槌病院にもいろいろ、この間行って話を聞いてきましたけど、まず取りつ

け道路、それはあったほうがいいのかということです。あとは、理学療養士というのかな、こういう方と医師の不足とか、これも行政のほうで面倒を見なければならないことではないかなと思います。答弁があったら答弁していただきます。なくても構いません。

次に移ります。県道沿いの道路のことで……（「答弁は必要ですか」という声あり）  
答弁ちょっと、じゃあ。

○議長（小松則明君） 当局、答弁お願いいたします。環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 町長がお答えしたように、県立大槌病院への三陸沿岸道路の退出路は今のところ計画がございません。議員はその進入路のほうのお話をしておりますが、あそこは釜石北に向かうと、トンネルが近くて傾斜がきつくなるという部分で、道路の構造上の部分においても設置は難しいというふうに南三陸国道事務所のほうから聞いていますので、先ほど町長が答弁したように、平成30年度、31年度の三陸沿岸道路の開通により、より搬送時間は短くなるというふうに思いますので、御理解を賜ればと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） その辺はわかりますけども、退路ではなく進入路。進入路の場合は、トンネルの近くでも別です。トンネルから出る車と向かい合うわけではないので。それからそういう方面について前にも話をしましたけど、病院の先生方。この地域の医療をどのように守るか。行政としてもしっかりと話し合いとか、それを把握してほしい、こういうことを申し上げました。今後ともそれをちゃんと、町民の命をどう守るかということで次の質問に入ります。

それで、町内の県道のことについてお尋ねします。水路はつくったということなんですけど、これはいざ火災が発生したとき、この水路を利用して消火作業ができるということですか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） お答えします。

これは当初のワークショップ等の意見の中で、そういう消防の利用ということも含めて検討してきた経過がございます。今の段階では、ちょうど役場の前にある2号公園のところに防火水槽が整備されますので、基本的にはそれを使うような形になりますが、この水路も水量が、一定の水量が確保できるようであれば、そういった利用も可能かと思っております。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと補足します。

当初からこの町なかの消防水利というのは、桜木町の前の頭首工から水をとって流している。今回町方地区がかさ上げたことによって、頭首工からの水が入らないということで、その消防水利としてもう一度頭首工をつくるかどうかという話があるんですが、それについてはないということで、基本的には消防水利ということではなく、水路としてはそういった環境用水とか、そういった部分での水路という位置づけになっているというふうに前もお話ししていると思いますので、基本的にはこれが山火事とか、そういうものに対応した消防水利になることはありません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 議会として要望したのはその水路を利用するという。水の町という、そういうもともとのまちづくりがあったわけなんです。そういうことから言ってきました。聞くところによると、何かポンプをつけて水を流すという、そういう答弁もあったんですよ。これがどこで変わったのか。それをお尋ねします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 太陽光発電を使ってそのポンプで水をある程度その環境用水的に流すということは、今も検討してございます。ただ、いろいろポンプがいいのか、例えば地下水をくみ上げたらいいのかといったところでは、地下水では岩盤があって、例えばあの部分からでは水がくみ上がらないとか、いろいろそういったところもありまして、それについてはまだ検討中ということでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしく御検討ください。ただ、言っておきますけども、グレーチングは4本のボルトで閉まっているので、いざというときには使えない。つくったはいいけど、ただの雨水対策ということです。議会の要望したのとは全然違ってきます。

それから、私が自然水利にこだわるというかそういうのは、やっぱり自然水利は水が切れないんですよ。消火栓とか防火水槽、この町ができて大火になった場合を想定して、特にこの町は異常乾燥とかすごい乾燥になるわけです。風が強くなるんです。今までにも大火があったわけですから、その防災対策としてそういうものが必要だということ。それから金沢方面もそうなんですけども、やっぱり自然水利。維持管理費がかからないでしょう。自然水利を利用するという、そういう最初からのあれであれば。

それから可搬ポンプを下げるための階段があると思いますけども、今の可搬ポンプが高性能で2人では持てないんです。4人以上でなければ重いんですよ。狭い階段で4人でおろせないです。そのことをまず言うておきます。そういうことで、自然とかそういうのを利用した、この町の特色をしっかりと考えてまちづくりをしてほしい。こういう思いでお話ししています。

それから森林のことなんですけども、人工林というのは主にスギ、松で、それで保水力が低いです。だから高滝周辺には保護することになっていました。広葉樹は。そこだけでなくもっとこの大槌の水源を確保するという、今からもう考えていかなければならないよということをお話ししてるわけです。まずその辺、町全体の自然を見て、まちづくりに生かしていただきたい。これが私のお願いと質問でありました。

それから、次に通学路についてお尋ねしますけども、これはもともとずっと言ってきたことですし、学校の配置等々もずっと言ってきたところで、今さらどうしようもありませんけども、安渡の水産加工場等ができて製品を運ぶとなれば大型保冷車やトレーラーが通るわけです。その通学路の交差点も通るんです。このことを十分注意してほしいと思います。ただ言葉だけでは子供たちを守れないですよということをしっかり肝に銘じてほしいと思いますが、どうですか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今議員御指摘のとおり、やはりその施設・設備とともに、その人の手、人の目、みんなで守ってあげることがやはり基本だと思います。そういったことで、施設・設備のあり方と、それをうまく利用、つくる、カバーするという対応については、また学校含め地域全員で考える。これまでもありましたけども、公助の会の見守り隊であるとか、PTAであるとか、交通安全指導隊であるとか、防犯であるとか、それから交番、お巡りさんであるとか、そういうあらゆる施設に働きかけて子供の命を守ってまいりたい、そういうふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

それから十分注意して、私はまず言いましたからね。次に事故のないようにきちんとそういうこと——いいです、それで時間ないのでね。後で細かいことはまた別に話をしましょう。大変危険な場所ですよということをもっと認識しなければならない。これからの町の発展、それを目指して、製品の搬送とかそういう三陸道を使う、県道がある、い

ろんな危険があるよということをまずわかっていただければいいです。

それで、次に役場前のことなんですけども、この池というのはね、藻がついていて滑りやすくなりますよ。斜めにすれば危険ですよということをやっぱり考えてほしい。こういうことです。自然の中でということですよ。

それから、御社地公園については言いましたのであれですけども、安渡保育所については、やっぱりそこで働いている保育士さんたちの境遇等も、たった1年で契約というのはとてもじゃないが人が集まらない、その辺も含めながら、ちょっとまだ時間延びたようですので、もうちょっと次に詰めて、これについては佐々木慶一議員も質問で上げてますので、やっぱり地域の住民、教育長も町長も地域の教育、そういうのが大事だ、歴史も大事だと、そういうことを施政方針演述で述べているわけです。このぐらい附箋紙張ってきたんですけれども、そのことで、次のちょっと重要な部分がありますので、次に行きます。

挟田館の保護と保全についてということで、本遺跡は周知の埋蔵文化財包蔵地であるから、特に何も働きかけをしなかったということなんですけども、では、県とか国のほうからどのような御意見が出されているのかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） いずれ先ほど町長の答弁でお答えしましたように、挟田館跡については周知の埋蔵文化財包蔵地で、また、残念ながら平成8年に都市計画決定がなされ、我々が知り得る情報では平成22年3月まで三陸自動車道計画に係る当町の埋蔵文化財包蔵地の具体的な情報は町教委で入手することはできませんでした。

もしこの間、我々のほうでこの挟田館の遺跡にこうした計画がかかるということを知っていたならば、我々町教委のほうでも国や県のほうに働きかけを行うことができたのかなというふうに考えています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） これはいつでしたっけ、中央公民館で説明会がありました。そのときに図面が出されていまして、私もそこに行って、あと1メートル西にずらせば、挟田館の天端は守られるよということを言いました。それと、まずどういうふうになっているかわからないということ自体がおかしな話じゃないですか。これは町の文化財ですよ。

まずはそういう状況、計画があったということで、ちゃんと町教委に報告があるもの

だと思えますし、迫又で館以外のところは発掘調査やっているんじゃないですか。何で迫又だけ、あそこだけ発掘調査をやらないんですか。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） 国の事業に係る県の埋文センター、昨年、阿部議員も御存じのとおり迫田Ⅰ遺跡の遺跡調査を行っています。それが終わった後に挟田館の遺跡調査、県埋文のほうで、ちょっと暮れになりますが、12月までたしか行ってははずです。そのときはまず地形測量ということで行って、ことしの前半の部分で最終的な調査に入るというふうにお聞きしています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 審議会の答申はどのようになっていますか。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） 前回の議会でも、9月、10月ですが、議会でも申しましたけれども、いずれ審議会の諮問というのは、調査のための調査によると。これは調査によるとというのは学術調査、92条にかかわる学術調査にかかわるものに関しては審議会の諮問をかけるということになってますので、あくまでもこれは国や県の事業でございますので、我々町のほうではこれを諮問にかけるということとはございません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず先ほど言いましたけども、まず文化財保護法は御存じですよ。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） いずれ我々も少し眺めてはおりますけれども、さまざまいろいろな解釈ができますので、いろんな場面場面で保護法を読んでいるところがございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 場面場面で、まず文化財保護法95条埋蔵文化財包蔵地の周知という、こういう項目があります。「国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない」、「国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助することができる」ということです。とにかく発掘しなければならないし、これはちゃんとした審議会にかけなければならない。

この文化財保護法をもとに、大槌町にも文化財保護条例があります。町の場合条例なんですけども、この審議会規則というのがあります。審議会への諮問。第4条の13項遺跡の現状変更となる行為についての停止命令とかできますよね。それから第14項には教育委員会による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行。こういうことはとにかく審議会にかけられなければならない現状変更になるわけです。

そして、埋蔵文化財保護法、法律に基づいて、知っていると思うんですけども、これを現状と違うものに、ちゃんとした記録も残さず、審議会にもかけなければ、これは法律違反ですよということなんです。ちゃんと罰則まであるんですよ。年間でやれば。その辺どうですか。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） いずれこれに関しては三陸自動車道、いずれ国の開発事業でありますので、我々のほうにそういう情報提供があれば、我々のほうも、町教委のほうでも働きかけを行うということで、なかなかそういう情報を入手することができなかつたと。

町長の答弁にありますように、我々のほうも今後こういった国の事業についても、当町で行われる、遺跡にかかわらずですね、開発に関してはアンテナを高くして、こういった保全に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まずちょっと、文化財保護法というのは国の事業とまた別個にあるんですよ。国の中でも文化財を守るためにということで、文化財保護法の第1章、第1条、この法律の目的、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」と。これは国の文化財保護法。大槌町でもこれに沿って書いてあります。それから文化財の定義というのも書いてある。城跡とか貝塚とか、いろんな面で当然文化財保護法にかかわる部分です。それを教育委員会が知らないということはないでしょう。どうなんですか。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） 知らないということは、まず我々のほうも常々勉強して知るように努力してるわけなんですけども、こういった挾田館、大槌の場合は特に中近世の代官所も含めて、かなり重要な遺跡というふうに、我々のほうもなるべく早目に

こういう情報が出たのであれば、こういう対応も、働きかけもできたのではないかなというふうに御理解願います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それでは先ほど読みましたけども、審議会諮問第4条ということで、遺跡の現状変更となる行為について停止命令、こういうこともできるんですよ。審議会として。今そういう状況をわかったら、ここはどのようにするべきかというのはどのようにお考えですか。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） いずれこれは国、県の計画の中で行われていると。現状では、今の段階でこれを停止するということは、我々はまず難しいだろうというふうに考えています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） これは町の財産でもありますが、日本の歴史にとっても財産です。大槌孫八郎政貞がことし400年、その支城なんですよ。それだけ、遺跡、町長が言っているこの大槌町もまたそこにある。そしてあそこは交通の要害である。ことしの岩手日報、1月か2月に記事が載ってましたけども、重要な史跡という記事だったと私は記憶しております。

それで、教育委員会は、国がやるから全然関係ないじゃなく、国が何をやっているんだということを言わなければならないんじゃないですか。町にそういう、町のものが、町の財産でもあるわけなんですけども、それに何にも知りませんでしたじゃないでしょう。聞いたらいかがですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今の三陸沿岸道路の工事の停止というような部分についてちょっと補足させていただきますと、平成8年の都市計画事業の決定というのは、これは県の、岩手県の一般国道ですね、岩手県の決定でございます。なので、県のほうで、当然町の都市計画審議会もありますけども、県の都市計画審議会にもかかり、それなりの管理者協議は行っていると思っております。

さらに、国では平成26年に、この三陸沿岸道路については国土交通大臣の事業認定を行ってございます。これはすなわちどういうことかと言うと、この工事に関しましては、土地収用委員会の収用の案件になると。告示して、今一旦停止してはありますが、いずれ

そういった問題が出れば土地収用委員会にかかると。その裁定を仰ぐということになります。なおかつ大槌町は、この部分に土地を持っていませんし、なおかつ財産がないので、基本的な申し立てもできないという状態の中でいえば、この道路の重要性を鑑みれば、この工事の停止というのはまず難しいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 町長も言いましたけども、これからの未来に伝えるもの。今じゃなく、この町の重要な遺跡だよと、それはずっと前から言ってきた。それを未来に伝えるという行為がなかったらば、この町の未来がないのと同じではないですか。

それで都市計画法という、こういう条文もあるんですよ。第29条「開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない」などなどいろいろ条文があります。そうした条文をやってきたと思いますので、それはどうなっているんだと、それをお尋ねしています。それが全然条文、話し合いとかそういうものが伝えられないことはないでしょう。それをなぜ聞かないのかということです。聞いてくださいよ。県の埋蔵文化財センターと県知事含め、国、どのようになって、どのようにしようとしているか。国のことだから知りませんじゃない。私たちの町のことなんですよ。

自民党の今衆議院議長やっています大島理森さんは、大槌町に、2014年4月だったかと思います、来ました。コンサルに頼むな。自分たちの町はこういう町にするんだという思いで、下手でもいいから、手書きでもいいから、それを出せ。それには金を出すよと言いました。私は拍手しましたよ。自民党の復興大臣で来ましたが、共産党の私は、すごい、さすが政権与党。そう思っていました。そういう思いがこの町に欲しいと私思ってるんです。それが全然伝わってこないんです。どうですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 都市計画法における開発行為の許可でございますけども、これは一定の要件がございます、こういった道路については開発行為の対象になりませんので、開発行為の許可は要りません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

いろんな条文を出して、これはこれとは言いますが、ただ埋蔵文化財に関する文化財保護法というのは、これは独立した法律でございますので、これに違反しているん

じゃないですかということです。これに沿ったちゃんとした記録、会議の記録、発掘調査の記録、それから調査になる前に審議会を開いて、審議会の答申を受けて発掘調査等をするわけなんです。そういうことがなされてないといえ、これは法律違反じゃないですかということです。どうです。大丈夫ですか。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） いずれこの国の事業につきましては、国と県との両者間でということで、先ほど町長が言いましたように、その調査に至る経緯というのは後で調査報告書として前段に述べられるんですけども、いずれその協議をなす国と県との協議の中でこういった埋蔵文化財の包蔵地、または調査、また行政発掘の経緯なんかというものが述べられていくわけでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員と埋蔵文化財調査課長の話、私が聞いている部分では全然かみ合っておりません。その部分に対しては、後日その答申なり何なり調べて、あったのかなかったのか。法律上あったのかなかったのかというものについては、あるのかないのかはっきり言ってほしいと思います。それについて。埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） 我々のほうではそういった協議はございませんでした。

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員。

○8番（阿部俊作君） 国・県のやることですから何も言いません、どうぞ好きなようにじゃないんですよ、文化財というのは。たしかわかっているはずだと思って聞いたんですけども、それがなされてないということは明らかにこの法律に対して罰則規定の部分もありますけども、法律にひっかかるんじゃないか。県道4号線という内陸にありましたけども、一里塚。松が枯れて倒れそうになったからと言った。ところが一里塚というこの丸い型のところの木は、一里塚と一体になっているものであったので、ちゃんと審議会を開いて、審議会に答申してからじゃないと切ってはだめなんです。

それから大槌町の挟田館も、木は割と細い木が多いんですけども、城をつくる中世の山城というのは、外から城の様子が見えないように、周りに常緑の松とかスギを植えます。植えるんです、昔は。ですからある木も切るためには審議会の答申等が必要なんですよということです。もう切ってしまったんですけど審議会にもかけられていない。ああいう状況になって町教委が知らない。大槌町の文化財として認識しているはずだと思うんですが、文化財ですよ、町の。違いますか。

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員、町側ではまずやってないということで、だめ押しをするような感じで言いますけども、打開策とかそういうものに対するの答弁はないでしょうか。

○8番（阿部俊作君） まずいろんな文化財が出てきた時点において、三内丸山とか平泉の柳の御所等建設に当たって、道路の位置を変えたり、あるいは重要なものとして保存し、広く皆さんに伝えようと、そういうこともあります。それはここの町に住んでいる人たちが、この町は大事だよ、残したほうがいいよという、そういう審議会の答申があればそういうことも可能ですよということです。国・県がやりましたから何も知りませんじゃないでしょう。今の衆議院議長の大島理森さんが来てしゃべったとおり、この町にはこの町のよさがあるんだから、それを全面に出して、自分たちの町はこういう町だからという、そういう意欲を見せてほしいと言ってきました。

ですから、ずっと今お話を言ってきたんですけれども、そういうまちづくりを私はずっと言ってきたんです。ですから、この町には何があって、どうしたらいいか。これがいいまちづくりなんじゃないかということで提案してきました。御社地もそうなんです。御社地もあそこは町のもので、ちょっと御社地のこともさっき一般質問の事前通告してましたので、あそこは審議会にはどのようにかけられたんですか。御社地は町のもので、国・県は関係ないんですけど。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧澤康司君） お答えいたします。

御社地公園は町指定の文化財になっておりまして、予定では来年度から公園整備に入るということでしたので、3月6日月曜日に文化財保護審議会を開きまして、その席で御社地公園の整備についての諮問をしてその答申をいただいております。以上です。

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員、それから埋蔵文化財調査課長。例えばあそこ挾田館の話ですけども、これから工事が始まります。工事が始まった時点で遺跡が出てきた。そういう場合にはどういう感じになるのでしょうか。これは時間外で、そのままで結構です。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） 県のほうでどういう判断をされるかということに尽きると思いますけども、よっぽど貴重なというか、それこそ何か遺構とは関係がない遺構というか、そういう部分がもしあれば、またこういう判断というか協議というか、検討を行う可能性もあるかもしれませんが、今の状況ではまず発掘調査をして記録

保存をして開発しているということになります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員、例えば今やってる質問の内容ですけれども、かなり難しい問題であります、これが大事な挟田館に対して、作業上そういうものが出てきた場合にはというものに関しての考え方とか、そういう二次的な考え方とかというものに対してはありますでしょうか。まずこれは時間外です。

○8番（阿部俊作君） 文化財保護法93条に、土木工事等のための発掘に関する届け出及び指示という項目がございます。出てきた場合、そのことについては報告しなければなりません。また、調査する場合にあつて、これは民間の場合ですけども、30日前に文化財の申請、届け入れというかな。

それから、あとは包蔵地。もともとわかっている部分については、60日前とかそういういろんな規定がございます。

○議長（小松則明君） 例えばですよ。その工事をする場合にはそういう遺跡が出るかもしれないということで、工事をするということで出た場合、それになつかわしいものが出た場合ということで、判断ということの対処も考えのうちの中に入ってますでしょうか。

○8番（阿部俊作君） はい、そのように入ってます。あらかじめ、全然何もなくても、ここは出そうだという地域の状況、歴史等を踏まえて、出そうだというときは発掘調査をします。そのする前に審議会にかけられます。ここにもありそうだけど、審議会としてということで審議会にかけたりしていると思います。また、出てきてからでも、審議会としてどのように答申するか。その見識は、これはどこにでもある同じようなものであれば簡単に済ませることもあります。

ただ、ほかにはないものという、そういう認識に立てば十分慎重な審議がなされるべきものだと思います。そういうことが250条ぐらいに、文化財保護法という、確かにいっぱい書いてあるので、所々しかわからないですけども、こういう国の法律には文化財保護法があつて、これをもとに大槌町では3つの規約があります。文化財保護条例……

○9番（東梅康悦君） 議長。整理権を発動して、簡潔な質問と簡潔な答弁で、4分30秒残ってますが、やったらいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） わかりました。

本件については議長において、阿部俊作議員、この工事についてはもう進んでおります。進んでおる中で、もし何か出てきた場合、そういう部分に対しては、とりあえず大

槌町のほうから一応文化財になっているという方向性を示すということ。それから工事について、何か遺跡が出てきた場合に対しては対処してくださいという方向でおさめてはいかがでしょうか。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） あくまでも国と県との関係でこれはやっている。我々のほうでなかなか働きかけても……。

○議長（小松則明君） 時間を進めてください。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それではお尋ねします。

この文化財保護法にのっとって、教育委員会、文化財保護等にあるわけなんですけども、国・県に言えないという条文はどこにありますか。お尋ねします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 文化財の保護についての重要性も十分認識してございます。

ただ、今逐条的に、何条でどうだという逐条的な解釈についてはお答え申し上げるものを持ってございません。ということで、その他文化財保護にかかわる法律であるとか、あるいは国・県にどういう対応ができるかということを経査して御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 町の歴史、文化、そういう遺跡を大事にしてください。それで、町長が3日の日に言いましたよね。教育文化基盤として、故郷に誇りを持つ大槌人を地域一体となって育成し、歴史や伝統、生活文化を発掘、再生し、新しい世代に伝えることが重要であります。まさしくそのとおりであります。私は、そういうことを町長が言ってるので、発掘調査がおざなりになってるんじゃないかということ指摘しておるわけです。それから教育長もおっしゃいました。ふるさと科の学習という中で、ふるさとの歴史、自分のなれ親しんだ郷土の伝統、文化、「我が事」として全国に発信できる人材を育成します。町の文化、歴史を知らなかったらだめということをおっしゃっているわけです。そういう中で大変すばらしい遺跡がありますよということをおっしゃっているわけです。それを残してほしい。そういう対応。皆さんは人間だと思いますので、余り言いませんよ。猫に小判とか豚に真珠とかとは言いませんよ。話がわかると思いますよ。この町を本当に愛しているんだったらば、私はそういう昔からの流れ、なぜこの町ができたかというのを広く町民に知らせる行政としての役目もある。それを町長も教育長も言ってるわけです。重要だというのは前にもお話ししてました。それをいかに伝えるかというのは私と若干違うかもしれませんが、その手順がしっかりしてい

るのかというのを確認しながら私お話ししています。そして、日本全国そういう、津々浦々で工事は進んできたけど、そこに重要なものが出てきたから、じゃあその検討して残す、あるいは記録保存する。そういう会議が必要なわけです。それをやったかやらないか知りませんじゃないです。ということで私はもういいです。答弁あったらば。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 繰り返しになるかもしれませんが、前段の町長の答弁にありましたように、国や県が行う事業において、ことに史跡の指定を受けてない公用地以外の埋蔵文化財包蔵地についても、より遺跡保存の意識を高くして、庁内部での調整及び連携を徹底させてまいりますということで、先ほど町長も答弁で申し述べております。

このことは教育委員会としても町長部局とで一体となって重く受けとめて進めてまいりたい、そういうふうに思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 大槌という名前のおり、大槌には土の中に神様があるといういわれがあります。まだまだいっぱいあります。この町すごいところです。ですから、しっかりそういう歴史文化を、町民の皆さんが知らないところがいっぱいありますので、伝える努力も惜しまないでいただきたいと、そういうお願いをして私の質問を終わります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

2時40分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時28分

○

再 開

午後2時40分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

東梅 守君の質問を許します。御登壇願います。

○7番（東梅 守君） 議長。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○8番（阿部俊作君） 新風会の東梅 守でございます。

震災からもう6年の月日がたっております。間もなく3月11日がまた来ます。この東日本大震災で多くの犠牲者の方に改めて心よりお見舞いを申し上げるとともに、御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

また、この3月をもって大槌から派遣元へ帰られる職員の方、または退職される職員の方に、これまでの労力に関して改めて敬意を表します。本当にありがとうございました。

それでは通告に従って質問をさせていただきます。

私は1点だけに絞り質問させていただきます。住宅建設支援施策を実施するに至った経緯であります。

事の発端は巨大防潮堤の高さの問題に始まり、区画整理地内のかさ上げが決められたことにあると認識しています。今さら防潮堤の高さのことは問題にできませんが、かさ上げ工事と区画整理にかなりの時間を要することは最初から理解していたはずであり、そうした問題は議場でも議論されています。

しかしながら、このほど区画整理地内の土地に家を建てる場合、新たな補助を抛出するという提案は、住民の混乱を招いたばかりか、2度の議会全員協議会でも協議されましたが、町長の「制度の基本的な部分を変えることはない」という発言が報道されています。今回のことから、二元代表制が制度として機能しているのか、甚だ疑問に思います。

しかし、これまでの議論の中で、この支援施策には幾つもの課題が表出しています。

そこで、ここに至るまでにどのような住民意向調査を実施し、その結果はどうであったのか。それらの分析はなされたのか。なされたのであればそのデータをお示しいたきたいです。

あわせて、戻ってくる戸数がこれほどまでに激減した原因をお尋ねいたします。

加えて、インセンティブとしての補助金抛出を制度化するに至った経緯を改めて伺いいたします。また、得られるであろう成果はどう設定しているのか。達成できない場合はどのような対応をするのか伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅 守議員の御質問にお答えをいたします。

住民意向調査については、住宅再建に向けた土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等が進む中、住宅再建者の間で、隣近所に誰が住むのか見えないといった住宅再建への不安を抱く声を受け、区画整理事業地内の再建予定をお示しする必要があると考え、町民の協力をいただきながら、住民再建意向調査を実施し、昨年7月と12月に住宅再建等に係る「見える化」を公表いたしました。

また、12月の「見える化」の公表の際は、避難者に加え、地権者に対してもアンケート調査を実施しました。この内容については、区画数に基づき、延べ602人の地権者に対してアンケート調査を行ったものであり、将来にわたり土地利用の意向がある地権者が256人、土地利用の意向がない地権者が87人、その他38人、不明等未回答が221人との結果を得られました。土地利用の意向がある256人の中でも、時期未定としている人は179名となっております。

また、時期未定としている人179名と、土地利用の意向のない87名、計266名のうち、貸したい、売りたいと考えている人は70名であることがわかりました。

一方、避難者へのアンケート結果では、84名の町民が家を建てたいが土地がないと回答していることから、売りたい、貸したい人と、土地を求めている人のマッチングを図る空き地バンクを制度化することで、住宅再建の後押しになるものと考えているところがあります。

東日本大震災津波復興基本計画において、「町方地区は、大槌町の歴史的中心地であり、引き続き町の中心として復興することが町民の願いであることから、安全安心に配慮した上で中心市街地として復興する」としていることから、浸水した町方地区のかさ上げを行った上で、土地区画整理事業により基盤整備を進めてきたものであります。

震災から6年が経過することから、他の地域で住宅再建に踏み切った方や、防潮堤の整備が進んでないことなどの理由で住宅再建に踏み出せない方がいると考えられ、そのような状況が「見える化」で明らかになったものと推察しているところがあります。

また、土地区画整理事業は、もともとの画地を再整備するものであり、土地利用見込みは土地所有者に依存しております。このため、市街地の再生を早期に図り、この被災した町ににぎわいを一日も早く取り戻すために、空き地バンクを実施するとともに、土地の使用収益開始から2年間の期限つきで住宅再建の補助を行うことにより、土地の流動化と住宅再建を促し、商業者の再建も促すものと期待するものであります。

中心市街地再生については、引き続き復興状況を確認しながら必要な施策を打ち出す必要があると強く考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 12月の定例議会でも、私は町長に対して町長の政治姿勢について質問をさせていただいております。また、今回のこの施策について、12月の全員協議会の際には、我々は3月までにきちっとした制度設計がされて、また全員協議会にかけ

られるものとの認識を持っておりました。そのことが、なぜか町長がコメントを出したことにより新聞に載り、また、1月の大槌広報にもきちっとその制度説明の図がについて載っていたわけです。これは、正直言って我々議員がまだ議論が必要と思っている中で、ずっと町長はもうやる決意を固めていたんだなというところを私は感じました。この中にある、広報の中にある文書を見てもみますと、追加措置をすることとしていますという文章が載ってるんですね。そういう表現で周知します。加えて、制度の詳細は関係機関と調整の上、追ってお知らせしますというふうに書いてあるんです。

この記事を読むと、措置することとしていると、あたかも決定したことのようには断言していますが、この1月の原稿を上げた時期を考えると、もう既に12月中にその広報はつくられていたのではないかと私は考えるわけです。何を根拠に断言できたのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 議会のほうに説明をするということは、不退転でまちづくりをするということでもあります。中途半端な感じで物事を話すものではないだろうと思います。結論、制度としては示しましたけれども、尽きるところは町を活性化するという強い意思であります。議会に説明するということは、やはり制度設計をしっかりと考えながらということになります。そこに出ているのは今考えているということであって、先ほどの質問にもありましたけれども、決して固まったわけではございませんので、しっかりと議会のさまざまな御意見を踏まえながら制度設計をしっかりとしていきたいと思えます。

ただし、やはり制度というものを上げるには、それだけの覚悟をしながら話をしていかなければならないということは御理解いただきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） こうした新聞、広報が出たことによって、多くの町民の方が惑わされ、私だけではなくて同僚議員にもどうなっているんだという、町民からの質問攻め等あったわけです。また、議会は何をしているのかと批判までされたわけです。そこで、こうした状況はまさにカオスとまでは言いませんが混乱という以外にもありません。この状況を招いたことの認識は、町長にはおありなのか。確かに町長の強い意思はわかります。12月のときにも町長の発言を聞いていて、いろんなことに対する思いというものも十分にわかります。ただ、やっぱり言葉が足りないと、説明がきちっとされないで混乱

を招くわけです。そのことに対する認識は、町長はお持ちかどうかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 混乱というよりもさまざまな意見が議員の方々に話をされて、さまざま感じられたことが今回の一般質問を含めてあるんだらうと思います。多くのところでも見ているとおり、跡地利用をどうするのかではなく、土地区画整理事業はどうなっているのかという問題は浮き彫りになっております。

私のほう、大槌町においては、いち早くその条件の中で「見える化」をして、どれをどうするんだということをずっと12月の間まで考えてまいりました。るるさまざまな施策が出る中で、やはりこれを打って出るといふことでの提案でした。

ですから、制度がしっかり固まってないという状況は確かにございました。それによって大変御迷惑をかけたということはあるかと思いますが、土地区画整理事業における「見える化」によって、あの土地があいてしまっている状況をどう打開するか。何を打ち出すのかという部分では、大いに議論があってもよろしいのではないかと思います。

ただし、やはりその部分では制度設計がしっかりしていなかった部分で、大変町民の方々に混乱を招いている部分は十分承知をしております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） またしつこいようでも申しわけないんですが、この広報の文書の中に関係機関と調整がありますというふうにあるわけですが。先ほど町長が答弁の中で言ったように、議会との議論の中で進めていくものとしているわけですが、議会というのは関係機関なんですか。

やっぱり議会というのは、二元代表制の一翼を担っているというふうに私は認識しておりますが、これは町長が行政のトップですからお尋ねするわけですが、この二元代表制について町長はどのような認識を持たれているかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 直接的に選ばれた部分ですので、町民の意見をしっかりと伝える部分だと私は思います。その中では関係機関ということではないだらうと思いますので、両輪という表現をしますが、そのとおりだと私は思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ということで、議論をされる大事な案件については、やっぱり議会と一緒にあって、議論を踏まえた上できちっと制度設計されて発表されるべきものと

私は思います。ぜひ町長には、その辺を踏まえた上で、今後も発言には十分注意していただくようお願いをしておきます。

それでこの区画整理についてですけども、この「見える化」について。この区画整理事業が始まる前、事業化に当たっては議会も当初の案を承認し、予算も承認したわけです。古い話ですけども、2014年3月にNHKスペシャルという番組で、「どう使われる3.3兆円検証復興計画」という番組がありました。この中で女川町の事例を紹介し、このことが大槌町との比較にもなっておりました。女川町では、区画整理地内に戻る住民が大幅に減るという調査結果を受け、事業規模の縮小を行っております。そのときの女川での、その放送された内容を見ますと、女川町は当初計画から変更し、地区ごとの整理事業ではなく、市街地全体で住む場所を移動してもらうことで、造成エリアを縮小、集約化していくことを進めているというふうにあります。これには大変な労力を使ったと伺っております。もう工事が既に始まっている中で、設計をし直しながら、進みながら変更していくという事業で、大変な苦勞されたというふうに伺っております。ただ、そのことによって、住む場所が集約化された。

当大槌町も実はコミュニティーを形成する形から、スマートシティという言葉が当初ありました。しかしながら、この復興計画を見ていくうちに、どんどんどんどん小槌川、大槌川流域に広がっていき、ライフラインもどんどん広がって、この心配もしました。この区画整理事業でも、「見える化」によって復興予算を投入して、これだけの広さの区画整理をやったけど、住んでもらわないとその分の負担が町民にかかってきますよというね、先日復興局長からの答弁もありました。本来であれば町長が当選されたときに見直し、このことが一番重要だったのではないのかなと。盛ったものは直せないですけど、まちづくりはまだ直せるのではないかなというふうに私は感じるわけですけど、その辺は町長に考えはないですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと女川町の例を補足させていただきます。

女川町でも土地区画整理事業によるまちづくりというのを行ったわけですけども、実際その土地区画整理事業者の対象者の方々がその土地を売りたいと、もうここに住みたくないで土地を売りたいということで、その土地を買うという手段は、逆に言うと土地区画整理事業ではできないので、防災集団移転促進事業に切りかえて、災害危険区域にしてそれを買い取ったという事例でございます。

それに対して大槌町は、そこまで土地を売り払って、もう事業が成立するというような状態ではなかったなので、土地区画整理事業を進めてまいりました。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私の就任当時のこととお話があったと思いますので。

さまざまなことで事業見直しということはございました、もちろん。ハード面についても同じような形ではありますが、あの当時そのハード面を大きく変えていくことによって、その事業が遅くなるということが目に見えておりました。さまざまな、ここに土地区画整理も同じで、防集も同じです。それゆえに、そのあとのさまざまに、特に安渡地区、赤浜地区が遅くなっている部分もございますし、進捗状況が思わしくなかった状況であったとは思いますが。

しかしながら、やはり整備をしていく中で、こういう整備した中で現実としっかりと向き合わなければならないということで、今回「見える化」をさせていただきました。案の定と言えば失礼ですけれども、やはり空き地が見えていると。それをどう使うかというのはやはり必要があるだろうという思いの中で、あの整備をした。多くの国民の血税をまとめて、東日本大震災のために、国民の方々がお金を出していただいたものをむだにすることはならないという思いが今回の「見える化」であり、土地区画整理事業における再建のための一手だったと思います。

決してそれは手段を私たちが言っているのではなくて、まちづくりを強くしていくという思いでありますので、その思いとは別に、施策として空き地バンクとか住宅再建のための補助があるということだけですので、やはりこの町を、この中心市街地をどうするかという思いはやはりしっかりと持たないと、町はよくなっていかないんだろうと思いますので、確かに広い面積の中でありましてけれども、現実これをとめて、今建てようとする人たちが建てられない状況というのは避けるべきだと私はその当時思いました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） こうした状況、「見える化」のことが強調されてはいますけれども、実は現実としてここに住宅再建をしようと思っている人が少なかったというのは以前にもうわかっているわけです。これは、その根拠は、2013年の一般質問の中で、この区画整理事業の問題を私に取り上げております。そのときに、この住宅再建の意向の割合を各地区ごとに当局が調べた結果、町方が32%、安渡が37%、赤浜が51%、吉里吉里が52%であると当時の土橋整備部長が答弁をされていきました。

しかしながら、それ以降、当局からこの「見える化」が示されるまで、具体的な数字は私たちには示されてこなかったというふうに私は記憶しています。もう既にこのときから、区画整理事業地内には住宅再建したくてもできない人もいます。またはいろんな状況、それぞれ被災者十人十色、100人いれば100人違うわけです。その中で、やっぱりすぐには住宅を再建できないという人たちが多くいたわけです。ここまで来るまでに、当局側はどのような対策をとられてきたのか。このことについてね。危機感は持たれなかったのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと土橋整備部長の数字というのはわかっていないんですけども、1つまた、土地区画整理事業地内に戻らないという方々の理由はさまざまであると思います。

ただ、非常にやっぱり大きな部分だったのは、それまで災害危険区域に住んでいた方は、防災集団移転促進事業やがけ地近接危険住宅移転事業を使って、支援施策があると。家を建てるときの金利補助であるとか、あるいはその土地を買うときの金利補助であるとかですね。そういう面で言えば土地区画整理事業地内には何もなかったわけです。

ただ、それが下がるということで、第3回目の基金の中で、土地区画整理事業に対してのその差を埋めるための基金というのは国から配分されていて、それについては土地区画整理事業地内に使いなさいよということになっております。その中の制度設計で、当然その土地区画整理事業地内の人たちが家を建てるという中では、区画整理事業がある程度時間がかかるという中においては、ほかに求める方もあって、ただ土地を売るところまではなかなかなかったんですが、まず最初に建てるというところでは、大槌町としてはやはりその被災者の住宅再建を優先させるべきだということで、区画整理事業地内にとどまるような施策ではなく、時間の部分において、区画整理事業の方々でも早く再建できるような施策ということで……。

○議長（小松則明君） 復興局長。答弁がずれておりますけども。

○復興局長（那須 智君） 要するにそういったことが原因で持たなくなったというのはある程度認識していて、その危機感はありました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） やっぱり大事なお金を使ってこれまで区画整理事業なり防集団地なりやってきたわけです。その中で、もう2013年のときからこの数字、さっきの数字を

局長はわからないと言ったけど、同じ場所において、答弁されているのが議事録に残っている。これ議事録からとってきたものです。だから私がいかがげんな数字を言ってるわけではないんです。当時の議事録からこれは拾ってきたものなので。今現在では、各地域の区画整理事業地内、先ほど復興局長がその防集団地とかほかの団地に対して、制度設計がされた中で、移った人たちもいたから減ったんだという言い方をされてきましたが、であれば意向調査の中で、現在のパーセンテージ、わかりますでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） ちょっとデータ整理中なところもあって、今即答はできない状態でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） その今データ整理中という話をしましたけど、だからきちっとした、その中身がわからないで今回制度設計されているわけですよ。この区画整理事業地内に。自分たちはその後、何か区画整理事業地内に再建する人が少ないようだよと。意向調査も完全に終わらない中で、町方だけがクローズアップされるように、「見える化」ができる状況だからやったんだと。本来であればもう6年ですよ。工事は進んでいる。並行して意向調査ができるはずなんですよ。「見える化」ができるはずなんですよ。精度を上げていかないと、いつまでもずるずるずるずるとこの事業の形、まちづくりが見えてこなくなるわけですよ。私はそう思うんですが、その点についてどうですか。平面ができてから、要は盛り土が終わってから意向調査なんですか。それとももう並行してはできないものなんですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 今現在持つてるデータで、ちょっとこれは動くんだろうなと思ってちょっと言わなかったんですが、実際町方には確かに土地利用意向ありが262件、それから赤浜64件、安渡は50件、吉里吉里は125件というふうになってございます。これは確定した数字じゃなくて、ちょっと動くだろうなと思って先ほどは答えなかったという状況でございます。

ただ、「見える化」については、それぞれの換地が終わった後でないとなかなかそれは難しいかなとは思いますが。ただ、意向調査についてはそういった形で押さえているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） その中で、やっぱりその住む人が少ない現状がある。ただ、今回制度設計するに当たり、100万円となった根拠がわからないんです。5億円というのを聞いたら、500件ぐらいだから5億円なんだという話はわかりました。100万円だからね。ただ、その100万円とした根拠の裏づけがわからないんです。建てる人によっては大きく家を建てる人もいれば、小さく家を建てる人もいるわけです。その中で、みんな一律に100万円なんだという、その100万円の根拠を示していただきたい。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 100万円の根拠についてちょっと御説明申し上げます。

現在も町では独自支援事業、住宅再建の独自支援策といたしまして、1棟に230万支出しております。これにつきましても、東梅議員にもしお答えできるとしたら、何で200万にしたのかという、それはちょっと答えにくい。

今回インセンティブ、要はそういった今迷っている方々を刺激する部分で100万円というのは、あとは今の財政状況、要は財布の中を勘定した場合において、5億円程度であれば、それを割り返すと大体500件で、割り返すと100万円でございます。住宅再建ではなく、あくまでも住宅建設を促進する策として今回は100万円というふうに算出したものでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） さらにこの100万円、促進する誘導策なんだと。全協の中でもその効果を質問された中で、やっぱり効果はまだやってみないとわからないみたいなね、そういう答弁もありました。

その中で私は一番思うのは、この区画整理事業が2013年のときに既にもう空き地、建てない空白が出るということを知り得たときから、これまでに、要は先ほども町長が答弁の中で、大槌町の歴史的な中心であり、引き続き町の中心として再考することが町民の願いであることからというふううたっているわけです。だから復興したいんだと。ということは、町長は2013年にもこの場にいましたから、その数字は知り得る立場にあった人なわけですよ。だから、ここまで来る間に何らかの方策で誘導策が図れなかったのか。そのことがちょっと残念でならないんですけど、その辺、これまでこの3年間、もう4年になるわけですか、4年間の中でそのことは議論されることはなかったのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私も1年半前には職員でしたので、それからすれば、先ほど東梅議員がお話あったところとすれば、なかったと思います。

私が就任して、やはり中心市街地が、町の中心市街地を整備する中であって、この整備がどう進んで、どのくらい進むのかというようなことで、やはりかんかんがくがく市内内であって、「見える化」を7月にしたということですから、その準備段階はその28年の初めからだったと記憶しております。

7月に入って、ある程度「見える化」、精度が低いものでありましたけれども、まず一旦出そうという話と、またそれをブラッシュアップしているということで、12月に、またこれからもまた整備をしていくという形になりますけれども、それからすれば、私の記憶、私が何か月か役場職員でなかったところがございますので、そのあとですね、退職しましたから。その中では、私の中では、計画ではなかったような気がします。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） やっぱり本来この復興計画そのものが、大槌は再生、生まれ変わる、新しい町をつくるんだという当初の意気込みがあったように思うんですけども、この「見える化」が本当にここに来たときに、なんだかなというね、この声が聞こえるようになってきた。町の中心はどこにあるのやという。

例えば、今このまちづくりを進めていく上で、中心はどこなのかがさっぱり見えない。当初駅前からが中心になるみたいな構想があって、それが徐々に御社地に移ってという、その流れもありました。しかしながら大槌は、この震災で大きく町がなくなったわけです。人口が今後減っていく中で、やっぱりコンパクトなまちづくりが原点にあったわけです。そういうものに私もなると思う。

それで、今度工事が準備段階で始まってますけど、三枚堂大ケロトンネルができる。そうすれば公共交通でもって循環型のまちができる。ということは、この循環に沿った形で町が形成され、それがコンパクトという言い方でよかったのではないかなというふうに私は感じるわけです。何もそこだけが、1カ所だけがにぎわいがつくられればいいのではなくて、それぞれの地域性を持ったにぎわいが創造されることが、この大槌には一番似合っているんじゃないかなというふうに私は思うわけです。それぞれ、本来であれば、この区画整理事業、4地区にあるわけです。町方、安渡、赤浜、吉里吉里なわけです。

ところが、全協のときから質問攻めに遭うと、どうも答弁の中身が中心市街地に移っ

てくるんですね。にぎわいをつくらなきゃないんだ、商店が戻ってこれないんだみたいな話になって、中心市街地という構図の中でだけ話をされてきたように思うんですが、本来であれば区画整理事業であれば全部になってくるはずの答弁が、全部中心市街地に移ってきたことはちょっと残念だなと。本来中心市街地に誘導策を図るのであれば、限定した形でその施策をつくって、誘導するという形をつくれば、ここまでもめなかったのではないのかなと。その辺どう思われますか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 中心市街地に限らないかもしれませんが、区画整理地内に今回補償制度を出して市街地に住んでもらうという策を出しているんですが、そういう中でも、こういったような状況になっているということでございますので、我々の説明が足りないということであれば説明会を開くということも当然考えていかなければなりません、いずれ先ほどの質問の中で広報の関係もございましたけども、広報の部分につきましては、いずれ12月の全員協議会でお話しした内容を方向性として載せているということですので、そこから逸脱した部分は出てないというふうに認識をしておりますので、それらをいずれ制度施行に当たっては丁寧に説明していくしかないのかなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この区画整理事業地内にこの制度を適用すると、皆さんが一番危惧しているのは隣同士でその差がついてしまうという、その不公平感なわけです。町方って呼ばれていた区画整理事業地内は隣り合わせで、防集団地はないので、その中にある防集団地と言われるところには出すというふうになっています。ところが、赤浜であったり安渡であれば、高台造成地と区整理事業地内が隣り合わせになるわけです。隣は100万円もらって隣はもらえないという。その100万円のことで、やっぱり今後住まわれる方たちが嫌な思いをするんだろうな。その不公平感という感じ方によって、幾ら制度であっても、それはやっぱり不公平というふうに思わざるを得ない状況になるだろうと。私はそれを一番心配するわけです。

ましてや、今まで震災があって、ばらばらになって、仮設でコミュニティーができて、またもとのところに戻ってさらにコミュニティーをこれからつくろうという、まちづくりをしようというときに、その格差が出たことによって、果たしていいコミュニティーづくりができるのかなというところを心配するわけです。その辺について、やっぱりど

う考えるのかをお尋ねしておきたいです。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 格差が出るとか、あと100万もらえる人ともらえない人が出るというふうな部分につきましては、あくまでこれは制度のやり方の中で出てくる話ということでございますので、結局中心部なり区画整理地内に誘導するためには、当然そこに建てれば補助金を出しますよというふうな政策ですので、もし仮にそうじゃないところにも補助金出しますよということであれば、全くインセンティブにならないということになりますので、それであれば制度を設けないと一緒ですので、そういうことであればいずれ戻ってもらえるような形での出し方ということを我々制度設計をして、出してきたといったような経緯がございます。

ですので、もし対案があるのであれば我々も真摯に検討していきたいと思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。（「検討すると言ったぞ副町長、午前中」の声あり）

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今同僚議員からも声がありましたけど、町長はまだこのことについては検討するという答弁もされていまして。また数字的な部分も、前段芳賀議員のところでも質問も幾つかあってされていたので、私も認識しておりますし、今の答弁に関しても十分に私は認識しております。

ただ、やっぱり受ける側は、どうしても差というふうな、不公平感という部分では拭い切れないものがあるはずなんです。そのことがやっぱり一番の問題なんだろうなというふうに私も感じております。

そして、さらに次の質問に入りますけども、全協でも回答されてましたけど、やってみないとわからないでは、施策として私は成立しないというふうに考えるんですが、その辺についてどう考えているのか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 確かに新しい施策ですので、効果を上げるかどうかというのは、我々はそれは効果があるものと思ってやろうとしているという話ですので、やる前にどうのこうのという話はできないんですが、今先ほどから言っているとおり、再建時期が決まっている方、決まっていない方、決まっていない方は早く誘導させると。それから、そのほかにあと当然空き地バンクを使ってどの程度の方々が利用されるか、そこら辺も

成果のうちであるだろうし、それから意向調査の中でもその他とか、中では様子見をしている方々も多くおられる。それからあと未回答等々で不明という方もいます。そういった方々から、例えば2年以内に再建がなされれば、それは成果だろうというふうに考えているところがございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 全体の意向調査の中でも、まだ態度をはっきりしていないという方たちもいるということは私も承知しております。ただ、現在当局ではその態度を保留している人が、全体でどのぐらいの方が仮設であったりというところにいらっしゃるのか、その数字はもう捉えていらっしゃるのでしょうか。捉えているのであればその数と、それにあわせてそこからどのぐらいを見込んでいるのか。

やっぱり見込み数をきちっと数字であらわしてこの制度設計をしていかないと、あとで、例えば行政改革の一環として事業評価をこれまでもやってきたはずですが、そのときに、設定なしにやって評価はできなくなるわけですよ。どうだったのかというね。やっぱりその設定がなされるべきというふうに私は思っているわけです。その数字がわかれば教えてください。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 確かに目標の設定というのはなかなか難しいかなと。これはどうしても再建をされる方の意向によるものですので、我々の意向だけで完成できるというものではないので、なかなか難しいかなというふうには思っております。

ただ、我々も事業スキームを組む上で、やっぱりどうしても事業費ベースですか、そこら辺をつかむ、そういった部分は必要になってきます。ですので、意向調査の中から大体積算して、これぐらいの割合でという部分で、上限の、例えば事業費ベースという部分については押さえています。それで、午前中もたしか答弁あったと思いますが、そういった形で押さえた上で500件程度、500件ぐらいかなということで5億というふうな積算をしているというところがございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 5億の根拠の500件という話がありますけども、その区画整理事業地内に500件なんだと。ということは、今の区画数から、区画数でその500件を割ったら、区画整理事業地内には何%の人が住むことになるんですか。このことが一番の問題なわけですよ。だから5億使っても、正直な話2013年のときとそんなに数字的に差はな

いはずなんですよ。

だからそれ以上の数が、ここに住んでもらうための施策として設けなければ、ただその前段としてその500ももしかしたら危ういから、この5億を抛出して誘導策を図るんだというふうな形にしか、形なのかなというふうに思っています。結果として、全体の区画整理事業地内には50%ぐらいの人しか住まないのでは、50%切るのかな、というふうな結果でしかなくなってしまう。

そうすると、さらにその次の制度設計という形になってくるのかなというふうに思いますけれども、ただ、今回の復興というのは、新しいまちをつくるときに簡単にすぐ埋まるものではないというふうに私は考えるわけです。

やっぱり大槌のここまで、前に住宅が建てられて、人口があったときというのは、高度成長期であり、いろんな条件が重なってまちができてきた。そのまちができるようになるには、やっぱり50年、100年という年月をかけてつくられてきたはずなんです。それが2年、3年で、10年でもとのまちが戻るとは私は思えない。やっぱり次の世代、その次の世代、2代、3代とかかかってまちというのはつくられるものだと思いますけど、どうですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 確かに通常の区画整理事業でいくと、やっぱり時間がかかって、だんだん埋まってくるものだというふうに思っています。ただ、今回みたいにまちをつくろうという部分では、そういった中でなくても少し踏み込んだ形で施策が必要だということを考えているものでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 施策、施策で押し切られるんですけども、実際のまちづくりを進めていく上で、この市街地の、私もちょっと調べてみました、市街地という定義ね。この中では、やっぱり人口が1万人規模。それでいろんなものが整っている。公共施設であったり、商店であったり、商店街であったりというね、そういうものが整っていることが市街地という定義みたいな形に書かれておりました。

ただ、その中には準市街地というのがあって、1,000人規模の住宅街が連なっている。くっついて、隣接してあるところは準市街地として形成される町という言い方を定義の中ではうたってました。そして、この消防水利という点では、やっぱり消防力の基準として定義されていて、建蔽率がおおむね10%以上。町の区割りが一塊となって、人口1

万人以上となっている区域を指すというふうになっています。これでもやっぱり同じように、この先ほど市街地の、準市街地という定義の中では、この消防水利の部分では、1,000人規模のまちが連なっていると準市街地と呼ぶんだよというふうに書いてあるわけです。ということは、今の大槌町の現状を捉えたときに、そういうものが全てばらばらに組み込まれた町になってしまっているというところを考えると、準市街地というのに位置づけされるのかなど。

であれば、それに合わせたように、先ほど私が言ったように、循環型のまちという形をとって、それぞれの地域がにぎわうような施策がとられるのが、本来一番今後の住宅再建を進める上で、この区画整理事業地内に住む住まないにかかわらず、そういう施策を図って住宅再建をどんどん進めさせるというほうが私は望ましいのではないかなというふうに考えるわけです。

そして、町が元に戻るには、先ほど言ったように50年、100年のスパンで、次の代、その次の代となったときに初めて形成されるのかなど。それまで長く努力が必要なんだろうというふうに私は考えるわけです。その辺、町長は私の今言ってることに対してどのように感じるかお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 東梅議員のお話はごもつもの話だと思います。

何百年かけてきた町が一瞬にして破壊をされてしまいました。猛スピードでこのまちづくりをしてきたのは東梅議員も御存じのことだとは思いますが、さまざまな議論があったのもそのとおりだと思います。

しかしながら、今こうまちができてきて、駅ができようとして、やはり夢を持って働きたいというのはお互いだと思います。実際に循環型もそのとおりですし、町並みを再生してここをにぎわいにしたいという強い気持ちであります。確かに50年も60年も待ってればという話もありますが、待ってられないというのが現実ではないでしょうか。そのためにみんな知恵を出してやっているということになります。先ほど申しました。決してお金を出すことが、そのためにまちづくりをしようと言っているわけではございません。そのプロセスはすごく大事なことだと私は思っていますので、確かにそれで効果がということはあるかもしれませんが、何もしないでやるわけにはいかないということがあります。

確かに町に戻りたいという方もいらっしゃいます。その中でもしこの100万円が後押

しになってここに家を建てようとなれば、それは幸いなことだと思います。50年も60年も待つまちづくりをしようということであれば、決してこういうことはしません。全く。また、この町の中で、やはり空きがあいているところを何とかしようじゃないかという思いがまず第一であります。

やはり循環型においても、ここに役場があつて、O F Kができて、駅ができて道路が真っすぐになってきれいになってと。そういう中ではやはり象徴するところではないのかなという思いがあります。

まず、皆様からさまざまに意見をいただきました。先ほども申しましたとおり、中心市街地もそうなんです、区画整理事業地内には強制的に住んでくださいということは言えない。本人が建てたいと思わない限り無理だと。防集団地とは違うんだよと。そういうことが制度の中にあるということで、どうにか早めにここに家を建てていただいてまちづくりをしたいという強い思いでありますので、決して後ろ向きではないということですから、先ほど総合政策部長が話をしたのは、私はちょっと違うと。やはり行政を預かる者としてしっかりと施策を打っていく。また皆さんから話があったことも含めて、全部新たな施策を、施策と言われますが、そういうことを考えていくということがすごく大事なことだと思いますので、東梅議員がお話しされた30年後、40年後ではなくて、今から1歩でも2歩でも前に進めてまちづくりをするという1つの案だということになります。

さまざまに意見をいただいているのは十分承知しています。それで、確固として、不退転ではありますけれども、さまざまな視点で今実は話していることを内輪でもいろんなことを考えて、こういう施策がないだろうか、もっとこういう形はないだろうかということを考えていますので、それはきちんと話したとおり、決定したものではなく、思いはまちづくりだということで、中心市街地なり土地区画整理事業地内をしっかりと整備していく。その中に住んでもらうという思いの中でのことですので、これからいろんな意見の中で、これからも考えていきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっとまちづくりについて補足説明させていただきます。

まちづくりにはさまざまな考え方があるとは思いますけれども、基本的にはまちづくりのその方向性というのは、都市計画マスタープランであるとか、農業振興地域の事業であるとか、さまざまな事業でまちづくりを行うと。循環型の町というのも確かにあるかと

思いますけども、逆に言いますと歴史ある、今まであった市街地の中にもう一度大槌町の町を再興しようというのが当初の復興計画の中でもうたわれていたと思います。

また、今東梅議員からあったように、人口密度の問題がございます。人口密度が低い町というのは、逆に言うと公共インフラの整備が物すごくかかって、結局は持続可能なまちづくりはかなり難しいというのが実態で、実際はやはりコンパクトシティと、いろんな考え方ありますけども、これは強制ではないですけども、できるだけある程度集まって、その中でその公共インフラを、1人当たりの公共インフラを有効に使った上でまちづくりを、持続可能なまちをつくっていかないと、なかなか今言ったようなことで、一人一人の公共サービスの確保というのは難しいのではないかとこのように考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今の答弁を聞いても、中心市街地のことだけが語られてしまっているように思うんですけども。

それでも、もう一番、その人口、残り、残りという表現はよくないな、現在再建が終わっていて、これから住宅再建しよう、または生活再建、災害公営住宅に入ろうとしている人たちの数を引いて、どのぐらいがここにすぐ家を建てられる、100万円いただけるので家を建てられるというね、その方たちがいるのか。それが全然読めない中で、制度設計して果たしていいんでしょうか。

でなければ、今建てられる状況にある人たちに対するばらまきでしかなくなってしまうわけです。埋まる見込みを、数字の中でまだそういう人たちがいっぱいいるんだという状況であればいいです。かといって、隣の町とか隣の市から大槌町のほうが条件いいからすぐ行くべというふうになかなかこれもならないだろうというふうに私は考えるわけです。

そういった中で、やっぱりこれは時間のかかることなんだろうなというふうに感じているわけです。まだまだこの中身についてはもっと議論されるべきと私は考えています。でなければ、やっぱり大事なみんなのお金ですので、隔たりのない形で納得いただけることが大事だと思います。

また、先ほど答弁の中にもあったように、2013年に見えてからこれまで議論されてこなかった。本来であれば、この区画整理事業地内の人たちと意思の疎通を図り、住宅再建が進むようにまちづくりを進める上で議論されてこなければいけなかったはずなんだ

と私は思うんです。この辺が欠けていたから1人離れ、2人離れというふうな形になっていったのではないかなというふうに思うんですが。

今後、たとえ新たなコミュニティをつくるにしても、やっぱりその住民の合意形成というのはいろんな形で求められるわけです。それとまちづくりは一緒なのではないのかなというふうに私は感じるわけです。行政が幾らこれをやるからやってくださいと言っても、そこにはやっぱり住民の意向というのがあるわけです。住民にきちっとそのことが、意思が伝わらないと、結局成果は得られないことになると思うんです。

このまちづくりは、やっぱり町民とここに住まれようとする人たちと一体となってもう一度考える必要性があるのではないかな。確かに駅もできます、御社地にふれあいセンター、今度はO F Kですか、できます、はいいです。でも実際に、現実が一番「見える化」でわかったことは、この通り沿いの商店が再建されない現実が見えたということですよ。大槌の人口規模で正直商売やるのはかなり厳しいことなんだろうと思います。その辺も踏まえた上で、別の形でその産業のところは、町長は別の施策を打っていくんだというふうに、この前の記者会見だったと思うんですけど、言っていたように思いますけども、やはりもうちょっと住民と膝詰めで話をしてまちづくりを進める必要性があるのではないかなと私は感じます。その辺について、町長答弁あればお願いします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今のその住民合意の部分でございますけども、これまでも町方、安渡、赤浜、吉里吉里、それぞれでワークショップとか開いて、住民合意の中でどういったまちづくりをしたらいいかということが話し合われてきたというのは現実です。

ただ、その一方、この「見える化」の最初というのは何から始まったかと言いますと、その一方で区画整理地内の方が、いわゆるその今言ったような住宅支援の補助を受けて再建しているという実態がわかった。その部分をコミュニティ支援室のほうから情報をいただきながら色を塗っていったところ、結構な方がもう既に再建しているという部分がわかって、それからこの「見える化」というのは始まってまいりました。

そういった中でいえば、今後もそういった方々がまた戻ってくる可能性がないわけでもないでしょうし、またほかの町からも呼んでこなきゃならない。それには魅力あるまちづくりをしなければならないということについては、今ある住民の方々ともっともっと話し合っ、よりいろんな人が集まってこれるような住民形成というのは進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） これまで復興協議会等をやられてきたわけですけど、実は町方地区はひとくくりでやってしまった経緯があるわけです。町方としてね。本来であれば、上町、本町——途中でありました。上町、本町の人はこっちに集まってくれみたいなこともありました。それぞれが集約される形で全体の協議もありました。ただ、大槌町にその記録が残ってないそうです。全体の協議の場の記録はあるけども、それぞれの小さな上町、本町でやったときのワークショップの議事録、どういうことが話し合われたかは残っていないそうです。これ何で残っていないのか甚だ疑問に思うんですけど、何でこれを知ったかという、これもNHKのテレビです。大槌町の復興を検証してみようと思ったときに、それぞれの協議会、いろんなのが開かれている、大槌町さんはすごいことやっているんだということから、役場のほうにその資料の提示を求めに行ったら、そういうのが一切残っていなかったということもありました。

やっぱりこれは、それぞれ小さなコミュニティーで話し合われたことはきちっと残して大切に、このまちづくりに生かすべきなんだろうと私は思います。

まだまだこの制度設計については納得できないところもあるので、副町長が答弁、先ほど答弁があったように、まだまだ議論した上で、どんな形が一番大槌にふさわしいのか。このにぎわい、町長が言う歴史ある町ににぎわいを創造できるのか、その辺をもっと議論するべきと私は思っております。

ぜひ今後も、ただその表面的に町民の話を聞いてではなくて、本当にそれぞれの上町、本町と言われたところの小さいところで住宅再建する人たちと膝詰めで話をしながら、町方に限らず、全てのところで膝詰めでどうやったらこの地域がよくなるのか、いいまちがつかれるのかをぜひやってほしいと思います。

まだまだ話し足りないこともありますけども、きょうはこの辺で一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君の質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす8日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散 会 午後3時38分